

令和7年12月12日

令和7年第4回奥多摩町議会定例会会議録

令和7年12月5日 閉会

令和7年12月12日 開会

西多摩郡奥多摩町議会事務局

令和7年第4回奥多摩町議会定例会 会議録

1 令和7年12月12日午前10時00分、第4回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	榎戸 雄一君	第2番	伊藤 英人君	第3番	森田 紀子君
第4番	相田恵美子君	第5番	大澤由香里君	第6番	澤本 幹男君
第7番	小峰 陽一君	第8番	宮野 亨君	第9番	高橋 邦男君
第10番	原島 幸次君				

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 原島 保君 議会係長 小峰 典子君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	師岡 伸公君	副 町 長	井上 永一君
教 育 長	野崎喜久美君	企画財政課長	杉山 直也君
総 務 課 長	山宮 忠仁君	住 民 課 長	岡部 優一君
子育て定住推進課長	河村 寿仁君	福 祉 保 健 課 長	須崎 洋司君
観 光 産 業 課 長	大串 清文君	自然公園施設担当課長	新島 和貴君
環 境 整 備 課 長	坂村 孝成君	環 境 担 当 主 幹	坂本 秀一君
会 計 管 理 者	岡野 敏行君	教 育 課 長	清水 俊雄君
病 院 事 務 長	岡部 勝 君		

令和7年第4回奥多摩町議会定例会議事日程 [第2号]

令和7年12月12日(金)
午前10時00分 開議

会期 令和7年12月5日～12月12日(8日間)

日程	議案番号	事 件 ・ 議 案 名	結 果
1	—	議長開議宣告	—
2	—	議会運営委員会委員長報告	—
3	—	一般質問(8名) 1 高橋 邦男議員 2 榎戸 雄一議員 3 原島 幸次議員 4 相田恵美子議員 5 宮野 亨議員 6 伊藤 英人議員 7 森田 紀子議員 8 大澤由香里議員	—
4	議案第69号	令和7年度奥多摩町一般会計補正予算(第4号)	原案可決
5	7陳情第3号	証明書等のコンビニ交付に関する陳情書	趣旨採択
6	—	各常任委員会、議会運営委員会の特定事件に関する閉会中の継続調査について	決定
7	—	議員派遣について	決定
8	—	町長あいさつ	—

(午後3時20分 閉会)

午前 10 時 00 分開議

○議長（澤本 幹男君） 皆さん、おはようございます。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配布のとおりであります。ご協力のほどよろしく申し上げます。

日程第 2 議会運営委員会委員長報告を行います。

本件については、本日、議会運営委員会が開かれ、本定例会の追加議案について協議が行われておりますので、その結果を議会運営委員会委員長、大澤由香里議員よりご報告願います。5 番、大澤由香里議員。

〔議会運営委員長 大澤由香里君 登壇〕

○議会運営委員長（大澤由香里君） 5 番、大澤です。

議会運営委員会の報告をいたします。

令和 7 年第 4 回奥多摩町議会定例会の追加案件について、本日 12 月 12 日午前 9 時から議会運営委員会を開催しましたので、その協議結果を報告します。

本日、追加議案として議案 1 件を上程することを決定しました。議案等の取扱いについて申し上げます。

配布してあります提出案件及び上程別・採決別一覧表をご覧ください。

議案第 69 号につきましては、単独上程の上、採決は即決と決定しております。

以上が本定例会の会期と議案等の取扱いを含めた議会運営委員会の協議結果であります。

本日の議会運営が効率的かつ円滑に進行しますよう議員各位のご協力をお願い申し上げ、議会運営委員会委員長の報告といたします。

○議長（澤本 幹男君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告は終わりました。

お諮りします。追加議案の取扱いについては、議会運営委員会委員長報告のとおりとすることに決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（澤本 幹男君） ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員長報告のとおりとすることに決定しました。

なお、本定例会の会議日程につきましては、配布してあります会議予定表のとおり進めたいと思います。ご協力をよろしく願いいたします。

次に、日程第 3 一般質問を行います。

通告のありました議員は 8 名であります。

これより通告順に行います。

はじめに、9番、高橋邦男議員から2問の通告を受理しております。まず1問目の質問を許します。9番、高橋邦男議員。

〔9番 高橋 邦男君 登壇〕

○9番（高橋 邦男君） 9番、高橋です。久しぶりに1番バッターを務めさせていただきますので、よろしくお願いします。

町の財政健全化について質問します。

町の財政状況を客観的に示す健全化判断比率、資金不足比率ともに良好で、町は健全な財政運営ができていると考えています。

ただ、今後、下水道事業の償還や新庁舎建設における負債の発生、公共施設の改修・更新、3つの保険や病院会計補助金などの医療・福祉関係の支出も大きく、また、最近の物価高騰も影響を及ぼすと思われ、決して安心すべきではありません。健全な財政運営ができている今だからこそ、町の将来を見据えた財政対策をしておくべきであります。

その対策の一つとして、更なる歳入の確保と住民生活に影響の少ない歳出の抑制が欠かせないと思います。

歳入面では、都の市町村総合交付金、自主財源の更なる確保であると思います。自主財源でいえば、町所有財産の有効活用、売却も選択肢の一つだと思います。それから、観光施設など利益を目的とした施設の使用料の見直し、結構改修費も膨大な費用がかかっていますので、その辺もどうなるかなと思います。それから、民間活力の活用などがあります。

歳出面では、事務事業の精査、当たり前ですけども、必要性、重要性の見極めがより一層大切になってくると思います。それから、公共施設の管理の見直しや経費の削減、そして、公共施設のスリム化などが挙げられます。

そこで質問します。町の財政健全化に向け、歳入と歳出面における重要な対策はどんなことでしょうか。お願いいたします。

○議長（澤本 幹男君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 9番、高橋邦男議員の一般質問の1問目、町の財政健全化についてお答えをいたします。

ご質問の町の財政健全化に向け、歳入と歳出面における重要な対策はについてですが、まず歳入面では、自主財源である町税が年々減少を続け、国や東京都へ財源を依存している厳しい財政状況に変わりはなく、今後も人口減少や少子高齢化の進行により自主財源を確保していくことは大変難しい状況にあると考えております。

将来を見据えた財政対策といたしましては、過去からも行っておりますが、安定的な財政運営を実現していくために各種積立基金の積み増しを図ってまいりました。特に、年度間の財源調整や災害などの不測の事態が発生した際に活用が見込まれる財政調整基金の令和6年度末の残高は18億8,000万円となり、10年前の平成26年度末残高の8億1,000万円と比較して約2.3倍の積立額としております。

財政調整基金の残高は、一般的に標準財政規模の10%程度が目安とされておりますが、町の標準財政規模に対する財政調整基金の残高の割合は約66%となっており、今後の財政需要に備え、財源の確保が図られているとも言えます。このことが将来負担比率をはじめとする財政健全化判断比率の結果として示されているものと捉えております。

しかしながら、人口減少と少子高齢化が進行していく中で、自主財源を維持・確保していくことは難しく、基金の取崩しによる予算編成は避けられない状況でありますので、引き続き町の重要な財源である東京都市町村総合交付金をはじめ、国や東京都の補助金などの財源確保を図るとともに、元利償還金の7割が交付税措置される過疎対策事業債など償還に係る負担が軽減される起債の活用も視野に入れ、財源確保を図ってまいります。

次に、歳出面では、新庁舎建設などの大型事業、更新時期を迎えている様々な公共施設の改修や道路・橋梁等のインフラ整備など、投資的経費において多くの支出が見込まれること、更には資材価格等の高騰や人件費等の上昇などの影響により町を取り巻く財政環境は今後も厳しい状況にあることから、住民サービスの水準を維持していくことを前提として、現事業の取捨選択や見直しを行うとともに、計画的な事業執行が求められていると考えております。

町の財政健全化に向けては、議員からご提言のございました解決策も参考に、各種事業の見直しや再構築を図りながら、限りある財源を効果的、効率的に執行していくとともに、第6期長期総合計画の各種施策の実現に向けて、また、自治体運営の方向性として長期総合計画に包含した第6次行政改革大綱における将来を見据えた持続可能な財政運営の推進に努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（澤本 幹男君） 高橋議員、再質問はありますか。どうぞ。

○9番（高橋 邦男君） 再質問3点お願いしたいと思います。

まず1つ目なんですけれども、自主財源の確保についてであります。先程の答弁でも自主財源の確保は非常に難しい、確かに自分もそれは感じているし、そのとおりだと思っています。財政運営においては基金の積み増し、それから、東京都の市町村総合交付金や国や都の補助金の確保に努めるということで歳入のほうの面倒を見ていくという答弁があり

ました。

ただ、自主財源の確保は難しいのは分かるんですけども、その中でも特に確保に力を入れられるものがあるんじゃないかと思うんですけど、その辺について町側の答弁をお願いしたいと思います。

それから、2つ目は、負の遺産の処理です。自分も再三、一般質問等で質問させていただきました。町には多くの負の遺産があります。例えば旧一心亭の建物とか、或いはこの近くだと旧りそな銀行、それから、小河内のほうの旧レイクサイド奥多摩ですか、大きなものが結構あって、今年になって鳩の巣の旧山宮林業事務所、あと蔵なんか解体・撤去してもらいました。これは国道に面して倒壊のおそれがある建物については、国とか都からの指導があってやむを得ず撤去せざるを得なかったんだと思うんですけど。旧りそな銀行も、そのうちそういう状況になるかなと思います。旧一心亭、自分は、再活用は限りなくゼロに近いかなと思います。それから、旧レイクサイド奥多摩については、これも活用は難しいと思うんですけども、立地条件見ると、旧一心亭よりはまだ撤去しやすいとこかなと思っているんです。

そういうことで、これからの負の遺産の処理を今後町はどのように考えているか、ある程度方向性を示す時期だと思うんで、答えられる範囲でお願いしたいと思います。

それから、最後に3つ目なんですけども、健全化判断比率とか、資金不足比率数値が出て、毎年町のほうでは良好であるというような報告があります。その良好がどの程度なのかということなんです。例えば自分が小・中学生の頃、每学期通知表をいただきます。5段階評価でした。5から1。5が大変よくできている、或いはすぐれているだったかな。1が劣っているということで5段階評定をいただいたんですけども、自分は今の町の財政状況は4ぐらいなのかなというふうに思っているんですね。ただ、4というのも幅があって、5に近い4なのか、3に近い4なのか、幅が非常に広いんですね。今後のいろんな支出のことを考えると、もしかしたら3に近い4であるかなというふうに思っています。

先程の答弁でも基金の積み増しも結構予定よりも多くできているし、それから、答弁にはあったかな、償還のほうも計画的に進んでいるというプラス面もあるんですけど、ただ、先程の公共施設の更新とか、改修、いろんな面で歳出のほうも見通せない部分もあるということで、3に近い4なのかなと思うんですけど、その辺を別に5段階評定じゃなくて結構ですから、町のほうの言葉でいいです。どの程度なのか、もうちょっと具体的に話していただければありがたいです。

以上3点お願いします。

○議長（澤本 幹男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（杉山 直也君） 9番、高橋議員からの再質問にお答えいたします。

議員からは3点ご質問いただいております。

まず1点目でございますが、自主財源の確保は難しいという町長の答弁を受けて、その中でも特に確保に力を入れられるものは何かというご質問と思います。若干自主財源の確保に特に力を入れられるものというご質問なんですけれども、趣旨とは異なるかもしれませんが、今後も人口減少や少子高齢化の進行により自主財源が減少傾向となることは避けられない状況ということは先程の町長の答弁、また、高橋議員からもございましたとおりでございます。

そんな中で、これまで同様、将来の財政需要を見据えて安定的な財政運営を実現していくためには、やはり各種基金への積立て、積み増しを行い、計画的な活用を図ることが重要と考えてございますので、そちらを重点的にやっていきたいというふうに考えてございます。

次に、2点目でございます。負の遺産の処理を今後どう考えていくかということで、議員からは先程ございましたとおり、一般質問等を含め、度々ご質問のほうをいただいております。特に先程もございました旧一心亭、旧レイクサイド奥多摩などの今後の活用方針を示すようにというご質問をいただいております。

町といたしましても新庁舎建設事業など優先すべき大型事業がほかにある中で、財源対策の面からも具体的な取組を行うことは難しい状況にあるとこれまでもお伝えしているとともに、建物の除却も含めて優先順位をつけながら検討していきたいとお伝えをさせていただいております。

議員から負の財産として指摘されているこれらの施設につきましては、担当課といたしましては、老朽化により建物を改修して活用することは困難な状況であり、解体が望ましいと考えてございます。

しかしながら、解体には多額の費用が見込まれることから、今回ご質問の町の財政健全化という観点からも、また、他の優先すべき事業を進めていくためにも、限りある財源を効果的・効率的に執行していかなければならないというふうに考えてございます。

次に、3点目でございます。健全化判断比率、資金不足比率の数値、今どの程度良好なのかというご質問でございます。健全化判断比率、資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、毎年度財政の健全性に関する比率を算定し、その算定資料とともに監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならない

いとされてございます。

令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率につきましても、令和7年第3回町議会定例会において監査委員の審査意見とともに議会へ報告をさせていただいております。健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、財政の健全化や再生が必要な場合には迅速な対応を図るために設定されたもので、その基準として各指標に早期健全化基準が設けられてございます。その基準を一つでも超えますと早期健全化団体となり、財政健全化計画を策定し、議会の議決を得ることが義務づけられるとともに、計画策定年度のみ個別外部監査が強制適用されることとなります。

ご質問のどの程度良好なのかにつきましては、先程議員からは通知表の例もお出しただいて4ぐらい、またはそれ以下ぐらいかというようなご提示もされておりますけれども、この良好の程度を示すことはなかなか難しいものと捉えてございます。

先程ご説明いたしました早期健全化基準により判断をさせていただきますと、町の各指標は、早期健全化基準を大きく下回っていることから、監査委員の審査意見にもございましたとおり、良好な状態が保たれているというふうに町としては考えてございます。

以上でございます。

○議長（澤本 幹男君） 高橋議員、質問はこれで終了となりますが、再々質問はありますか。

次に、2問目の質問を許します。

○9番（高橋 邦男君） 2問目の質問です。健康寿命の延伸を図るには。

現在、日本の平均寿命は、男で81.09歳、女87.14歳ですが、健康寿命は男72.57歳、女75.45歳と平均10年前後の支援や介護が必要とされています。医療の進歩により平均寿命は延びてきましたが、健康寿命については一人一人の健康意識の向上、そして、努力が必要となってきます。

町は以前より町民の健康づくりのため、様々な施策・事業を展開してきました。最近では防災無線によるラジオ体操、それから、自治会、高齢者クラブ主体の「かんたん体操」の実施、筋力アップ施設の「にっ古里」や認知症予防を目的とした「来るっく〜」を開設、適度の運動や交流の場を設定しています。その結果、以前に比べ、住民の健康意識が高まったのか、多くの高齢者が積極的に参加されています。

今後は、現事業への参加者を増やすこと、それから、若い世代の健康づくりへの意識向上を図ることが一つの課題ではないでしょうか。町が先頭に立ち、住民の健康意識を高め、

まちの健康寿命を延伸し、住民一人一人が健康で生きがいを持って暮らせる町の実現に繋がればと願っています。

そこで質問です。現在の健康づくり事業の評価と今後の課題についてお伺いいたします。

○議長（澤本 幹男君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 2問目の健康寿命の延伸を図るにはについてお答えをいたします。

現在、町では各地域において健康づくりに関する事業を実施しており、「かんたん体操」は、令和6年度では自治会と高齢者クラブの共同による自主体操グループが町内の16か所で活動しております。

「元気アップおきたま事業」は、令和6年度から参加者がより参加しやすいよう配慮し、実施地区を13地区から18地区に増やしており、参加者についても令和5年度の371名から令和6年度には505名に増加しております。町民が健康に向き合える機会を設けることで、健康の維持・増進、健康意識の高揚を図ることができました。

また、通所による事業としては、「にっ古里」「来るっく〜」「ヘルシー体操」等の事業を実施しており、「にっ古里」は、適切な筋力トレーニングによる筋力維持・増強により転倒防止、姿勢保持能力向上、移動能力向上など、高齢者の生活の質を維持向上させることを目的として令和4年4月から実施しております。令和6年度の利用者延べ人数は3,273人となり、多くの高齢者に積極的にご利用いただき、健康寿命の延伸に繋がっております。

「来るっく〜」は、町の認知症地域支援推進員が中心となり、住民ボランティアの皆さんに協力いただき、嚥下機能を改善する口腔体操や認知機能低下の予防、認知症の発症に不安のある方に向けた認知症相談も併せて受けており、令和6年度の延べ利用者人数は642人となっております。令和6年5月から鳩の巣地区の認知症支援拠点「来るっく〜」の運営を開始いたしましたが、利用者に好評なため、令和7年5月からは氷川地区での「来るっく〜」も開始しております。

また、議員ご指摘のとおり、若い世代の方の健康づくりへの意識向上を図ることが重要となっており、保健推進員にご協力いただき、昨年度はヨガとツボ押し健康座談会を開催し、今年度についても生活習慣病予防のための筋トレ講習会を開催しているところです。

ご質問の現在の健康づくり事業の評価と今後の課題はにつきましては、令和6年度に第4期健康増進計画・食育推進計画を策定しており、本計画策定に当たり第3期健康増進計画・食育推進計画等の評価を行っております。

本計画の重点目標として健康寿命の延伸を掲げており、65歳の方が何らかの障害のために日常生活動作が制限されるまでの年齢を平均的に表した指標として65歳健康寿命を目標として設定しており、平成28年度を基準値として令和4年度の実績値と比較すると、男性が79.76歳であったものが80.19歳となり、女性についても83.07歳が83.99歳と65歳健康寿命が改善している状況となっております。

また、計画策定に際して16歳以上の1,500人の町民を対象として、奥多摩町保健・健康づくり等に関する町民意識調査を実施いたしました。調査の中で、健康に関する関心や健康意識についての設問があり、9割以上の方が自分の健康に対して関心を持っており、30歳以下の若年層の方でも8割半ばの方が健康に関心を持っている状況と健康に対しての関心が高くなっております。また、6割以上の方が自分は健康であると認識していることから、健康に対しての関心を高く持つことで自分の健康状態を良好に保っているものと考えられます。

また、第6期長期総合計画の策定時に、まちづくり住民アンケートを実施しておりますが、そのアンケートの中で「健康の自己管理意識の普及・啓発」の満足度では、平成25年度が63%であったものが令和6年度では73.8%となり、満足度が大幅に改善している状況となっております。

今後の課題につきましては、健康意識の高い人は健康維持できている一方で、健康でないと思っている方もどの年代でも3割ほどとなっていることから、健康に関心が低い方にいかに健康情報を届けていくかということが課題となっております。

今後とも人口の半数を占める高齢者を対象とした啓発活動を積極的に行うとともに、40歳、50歳代への啓発活動に重点を置き、更なる健康意識の底上げを図っていくことが重要と考えております。

○議長（澤本 幹男君） 高橋議員、再質問はありますか。どうぞ。

○9番（高橋 邦男君） 今の答弁の中で、町の健康寿命は全国に比べて随分高いかなということ、非常に評価されるかなと思います。

それから、若い世代の人も健康に関心を持っているという方が非常に多くて、課題は、関心を持っている人をどう行動に結びつけるか。それから一方、持っていない方については関心を持たせて、それを行動にどう持っていくか。その辺が大きな課題なのかなと思います。

高齢者の方、先程の質問の中にもありましたけど、非常に自ら進んで健康づくり事業に参加しているなというのをつくづく感じています。この前の6日の土曜日なんですけど、

スポーツ協会のグラウンドゴルフの大会があったんですけど、約 40 名近い方が参加していました。そのほとんどが 70 後半から 80 代ということで、非常に年々参加者も増えているんです。

ということで質問の 1 つ目は、若い世代の方の健康意識の啓発、そして、それをどう行動に生かすか、それが大きな課題であると思いますので、その辺について、これは実は町長が七、八年前、議員のときに「歩いて貯金」という一般質問をされたと思います。多分ポイント制の導入が絡んでいるのかなと思うんで、一つのきっかけとして、若い世代の人にも行動に移していただけるような何かきっかけになるんじゃないかなと思うんですけども、これについては町長のほうに答弁をお願いしたいと思います。

それから 2 つ目、去年の 6 月議会で榎戸議員が「貯筋通帳」という一般質問をしました。「貯筋」の筋は筋肉の「筋」です。これも同じようにポイント制とはちょっと違うと思うんですけど、自分の実際に歩いた距離を何かにまとめて、それで行動を促進する一つのかなというふうに思っています。

そこで、実は町長の答弁の中に、町の健康づくり推進協議会などで意見をいただいて、より工夫を凝らした通帳というんですか、記録表を作成したいという話があったんです。そこで質問の 2 つ目は、健康意識の向上に対して町の健康づくり推進協議会という組織がありますが、どのような意見が出されて、どのような話し合いがされているのかなというふうに思っています。それについて答えてほしいと思います。

以上 2 件お願いします。

○議長（澤本 幹男君） 師岡町長。

○町長（師岡 伸公君） 過去の議事録をひもといていただきまして、ありがとうございます。そうですね、そういう質問させていただきました。奥多摩の場合には、家にこもらないで外に出て参加するというのが健康増進の条件だというふうに思いましたので、当時そういう質問をさせていただいたんですが、これはポイントにして、それを例えば町内の地域応援券みたいな形で消費するポイントに、多分そこ辺りまで踏み込んだかと思いますが、そこまでいくにはちょっとハードルが高い部分も正直あったようでございますので。ただ、趣旨としてはそういう啓発活動をすることで、そこに参加する人が、今議員もおっしゃったように、いろんな方を連れてきてやるという意味では、高齢者もそうですし、若い方もそうですし、そういう場面をこれからもつくれるように、ちょっと当時の資料を読み返してみます。検討させてください。よろしくお願いします。

それから、若い方を引っ張るということは、ヨガですとか、ツボの教室もやっていて、

これは男女限らず、非常に有効的な手段だと思っています。ここをしっかりと、若い方はご本人もそうですし、子どもの健康づくりという面でも意識を高めていただくことが大事かなと思っていますので、高齢者、若い人に限らず、健康増進のための行事をしっかりとこれからもやってまいりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いします。

○議長（澤本 幹男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（須崎 洋司君） 9番、高橋議員の2点目の再質問にお答えいたします。

健康づくり推進協議会におきましてどのようなご意見があったかということでございます。令和6年度は年3回開催したところでございますけれども、1番、榎戸議員も委員として昨年度参加していただいております。貯筋事業をはじめといたしまして、健康づくり全般に関わるご意見をいただいたところでございます。

委員からその中で特に外に出て地域の人と交流を深め、運動することが重要であるというようなご意見もございました。

また、保健推進会議では、若い世代への健康づくりの意識向上を目的としたヨガとツボ押し健康座談会など、企画立案をいただきまして、事業化し、ご好評をいただきました。

今後も健康づくり推進協議会、保健推進委員の皆さんにご協力いただきながら、住民の健康意識を高めることで健康寿命の延伸を図り、住民一人一人が健康で生きがいを持って暮らせていけるよう健康事業を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（澤本 幹男君） 高橋議員、質問はこれで終了となりますが、再々質問はありますか。

以上で、9番、高橋邦男議員の一般質問は終わります。

次に、1番、榎戸雄一議員から1問の通告を受理しております。質問を許します。1番、榎戸雄一議員。

〔1番 榎戸 雄一君 登壇〕

○1番（榎戸 雄一君） 1番、榎戸です。よろしくお願いします。

それでは、通告に基づきまして1件の質問をさせていただきたいと思っております。森林環境譲与税を踏まえた樹木管理補助制度の創設についてということです。

奥多摩町は、環境省の巨樹データベースに1,000本を超える樹木が登録され、巨樹の里として知られるほか、日原森林館も存在するなど、豊かな自然環境が町の最大の魅力であり、貴重な財産です。

しかしながら、人口減少、高齢化が進行するに伴い、居住区周辺の私有地における雑木

や庭木等の適切な手入れや伐採が困難な状況が今や町の各所で見受けられます。この状況は、単に美観の問題にとどまらず、住民からは、落ち葉清掃の負担増大、更には倒木リスクの増大など、住環境と安全確保への深刻な影響が懸念されています。日照の阻害もその一因ではありますが、それに限られた問題ではありません。

国策である森林環境譲与税の趣旨を鑑み、町的生活基盤である居住区周辺の樹木管理を町の喫緊かつ重要な住環境整備と位置づけるべきだと考えます。

つきましては、生活に支障や危険を及ぼす私有地の樹木について自治会を経由せずとも隣接する住民単位で申請できる補助制度を創設することについて町としての見解を伺います。

○議長（澤本 幹男君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 1番、榎戸雄一議員の一般質問、森林環境譲与税を踏まえた樹木管理補助制度の創設についてお答えをいたします。

森林環境譲与税につきましては、令和7年第2回町議会定例会の一般質問で、9番、高橋議員から森林環境譲与税の有効活用についてのご質問をいただきお答えしており、一部内容が重複いたしますが、ご容赦くださいますようお願い申し上げます。

議員ご説明の人口減少や高齢化の進行に伴い、人家周辺の私有地における雑木や庭木等の適切な手入れや伐採が困難な状況であることは承知しているところですが、基本的に私有地における雑木や庭木等の管理は、その所有者が責任を持って実施するべきものであります。

その一方で、所有者だけでなく、地域住民の生活環境の改善や向上に繋がるなど、公共の事業として広く認められる場合、当町においては、私有地の杉、ヒノキのうち、日照を阻害している立木の伐採に要する費用を町が助成する事業として平成12年3月に奥多摩町日照確保対策事業助成金交付要綱を制定し、当該事業を実施しているところであります。

この日照確保対策事業は、その公共性を高めるため、1か所当たりの実施基準として受益戸数を常時、町民が生活している住宅2戸以上、改善効果が日照時間にして概ね30分以上、支障木の規模を概ね500本以下と定めて、自治会を通じた申請手続としており、自治会の役割といたしまして地域の合意形成、支障木の所有者との交渉及び伐採に係る許可の取得などをお願いしております。

なお、日照確保対策事業につきましては、令和6年度に自治会への助成基準を見直し、助成範囲を拡充することで利便性を図ったところですが、見直し以降、新たな申請がない

ことから、本事業の活用が図れるよう自治会長に改めて周知するとともに、更なる見直しも含めて検討してまいります。

議員からは、自治会を経由せずとも隣接する住民単位で申請できる制度の創設のご提言をいただいたところですが、地方公共団体として隣接する住民単位だけの申請で、その公共性を担保できるのか、今後慎重に研究してまいります。

一方、新たな事業を実施する場合には、財源の確保が必要となりますが、議員からは、森林環境譲与税の趣旨に鑑み、町の生活基盤である居住区周辺の樹木管理を町の喫緊かつ重要な住環境整備と位置づけるべきとのご提言をいただきました。

その森林環境譲与税につきましては、町の森林環境整備基金の令和6年度末現在高は1億5,560万5,000円となっており、後年事業への充当財源として活用を考えております。また、令和6年度から森林環境税として年額1,000円の徴収が開始となり、当町における森林環境譲与税は今後も年間約5,000万円の歳入が見込まれる状況で、他の税収と同じく、貴重な財源であります。

当町における森林環境譲与税の活用につきましては、町の林業振興事業協議会において協議を行い、令和6年2月に活用方針を定めたところですが、今年度からスタートした町の第6期長期総合計画におけるコンセプト「持続化」の将来像「サステナブルなまちづくり」に掲げる施策の方向性「資源を活かす・大切にすまちづくり」の実現に向けて、取組例として示した「木質資源の活用」について、第6期長期総合計画にひもづく個別計画として令和8年度に策定を予定している農業、林業、観光等を含んだ産業振興計画の一つの施策として位置づけるものといたしました。

その木質資源の活用に関わる事業等への財源として森林環境譲与税及び森林環境整備基金の充当事業及び充当額を新庁舎建設整備事業への今後の充当額を踏まえながら、令和8年度にかけて町の協議会においても議論を重ね、令和6年2月に定めた活用方針の見直しを行うものとしておりますので、議員ご提言の森林環境譲与税を踏まえた樹木管理補助制度の創設につきましても併せて今後の検討課題として研究してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（澤本 幹男君） 榎戸議員、再質問はありますか。どうぞ。

○1番（榎戸 雄一君） 只今答弁をいただきまして、町として私有地における、要は手入れは、その所有者が責任を持って実施すべきものとありましたが、私もおっしゃるとおりだと思います。

しかし、ちょっと昔、自分たちが子どもの頃を思い出してもらいたいんですけど、多分

皆さんまき割りだとか、お風呂はまきだったというのがどこの家も一般だったんじゃないかなと思います。木は財産であり、生活に欠かすことのできない資源であったと思われます。昨今は、そのまきが化石燃料やガス、電気に代わり、建物は木からコンクリートへ、そして、国策で植えた杉、ヒノキは使わずに外材を使って家を建てる、こんなことが当たり前になり、木を守ることがおろそかになったがゆえに生まれた環境譲与税だと思います。

タイトルに森林環境譲与税を付け加えたのは、時代の変化によって行政の政策も変わるべきものであるとの観点から一般質問として取り上げました。

再質問としては、まず1点目、令和6年度に日照確保対策について助成基準を見直しとありますが、このところは枠を広げたと思うんですが、ここに対して杉、ヒノキだけでなく、その他の樹木を追加することはできないかというのが1点目。

2点目ですが、他の行政でも見られるように、森林環境譲与税を使った政策の中に森林ボランティア制度というものを導入しているところもございます。奥多摩町には多くの巨樹があり、これらを守りつつ、不要な雑木などを伐採し、また、それをまきとして利用したりして循環していく社会を目指す取組、こんな森林ボランティア制度の導入について伺いたいと思います。

以上2点です。よろしく申し上げます。

○議長（澤本 幹男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（大串 清文君） 1番、榎戸議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目でございますが、日照確保対策事業について令和6年度見直しを行ったところでございますが、その内容について対象の支障木について杉、ヒノキ以外に今後、広葉樹等も含めて対象とならないかという1点目のご質問でございます。

まず、こちらの日照確保対策事業でございますけれども、要綱の中で支障木として杉、ヒノキという形でございますが、令和6年度の見直しもその対象はそのままとしているところでございます。こちらは、特に冬場の日照時間の確保を目的に、自治会からの申請書類においても冬至の日照時間の確認をしており、冬場は広葉樹林も落葉することから、針葉樹の杉、ヒノキのままとしているところでございます。

しかしながら、昨年度見直し以後も自治会からの相談はあるものの、これまで申請に至っていませんことから、担当課として本事業をより活用いただくため、議員からのご提言を含め、対象となる支障木についても担当課として今後、研究してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

2点目でございます。他の市町村においては森林環境譲与税を活用して森林ボランティ

アの導入、もしくはそれに対して環境譲与税を活用しているというご質問でございます。
それに対して町として森林ボランティアについてのお尋ねでございました。

町として該当する森林ボランティア制度は現状ございませんけれども、一方では、町内では東京都における東京林業サポート隊、森林ボランティア活動もあり、それらの活動等も踏まえながら、町長答弁のとおり、6期長計においてはサステナブルなまちづくり、その中で具体的に木質資源の活用という形で掲げておりますので、来年度産業振興計画の策定に向けて担当課としても森林ボランティア制度について他の自治体の例等も参考にしながら研究してまいりたいというふうに考えますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（澤本 幹男君） 榎戸議員、質問はこれで終了となりますが、再々質問はありますか。

○1番（榎戸 雄一君） ありません。

○議長（澤本 幹男君） 以上で、1番、榎戸雄一議員の一般質問は終わります。

次に、10番、原島幸次議員から1問の通告を受理しておりますので、質問を許します。
10番、原島幸次議員。

〔10番 原島 幸次君 登壇〕

○10番（原島 幸次君） 10番、原島幸次です。

それでは、私からは1点質問させていただきます。在宅医療・介護連携推進事業の取組についてでございます。

高齢化が進む奥多摩町、高齢化率53.5%、これは令和7年10月1日現在でございます。医療と介護の両方を必要とする高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して包括的かつ継続的な在宅医療・介護を一体的に提供できる体制づくりが重要であると考えます。

そのため、都道府県、或いは保健所の支援の下、市区町村が中心となって地域の医師会等と緊密に連携しながら、地域の関係機関の構築を推進することが求められております。

今後は、地域社会全体で医療と介護の連携を更に強化し、地域の実情に応じた医療・介護サービスの提供に努めていくことが重要であると考えます。

そこで次について質問させていただきます。

1番で、奥多摩町の在宅医療・介護連携の現状について。

2番目に、近隣市町村との広域的な連携について。

3番目に、課題と今後の展望についてお聞かせいただきたいと思っております。よろしくお願

いします。

○議長（澤本 幹男君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 10 番、原島幸次議員の一般質問、在宅医療・介護連携推進事業の取組についてお答えをいたします。

在宅医療・介護連携推進事業は、高齢者が住み慣れた地域で可能な限り自立した生活を継続できるよう、切れ目のない在宅医療と介護を提供するために、医療機関と介護事業所等との連携を推進する事業であり、町においても地域包括ケアシステムの推進に資する重要な取組として位置づけております。

町における在宅医療・介護連携の推進については、国の基本方針に基づき策定した奥多摩町地域高齢者支援計画に定められており、入院治療から在宅医療への円滑な移行や安定的な在宅療養生活の継続のため、専門の相談窓口を設置し、支援体制の充実を図っております。

1 点目の奥多摩町の在宅医療・介護連携の現状についてですが、現行の第9期奥多摩町地域高齢者支援計画では、医療と介護の両方を必要とする高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができる社会の実現に向け、医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することが重要であり、高齢者が安心して自宅で療養生活を送ることができるよう奥多摩病院と保健福祉センターを中心とした保健・医療・福祉の連携体制を基に、医療職、介護職等の多職種も参加する協議体を設置し、個別ケースごとに協議しながら在宅医療・介護連携推進事業の施策展開を進めることとしております。

具体的な取組については、地域包括支援ケアセンターにおいて包括的・継続的ケアマネジメント支援事業を実施しており、医療機関との連携については、支援が必要な高齢者の受診同行や退院前カンファレンスへの参加を積極的に取り入れ、主治医や医療相談員と連携を図っており、主に退院支援の場面や在宅医療の開始において患者やその家族、医療機関からの相談に対してカンファレンスへの参加や医療介護サービスの調整、相談支援を実施しております。

2 点目の近隣市町村との広域的な連携についてですが、西多摩地域広域行政圏協議会において西多摩地域の各市町村が地域包括ケアシステムの構築を実現できるよう共同で医療・介護連携に関する事業を実施しており、主な事業として、西多摩の医療・介護関係者を対象とした多職種研修会と住民に向けた在宅医療・介護に関する普及啓発講演会を実施

しております。

令和7年度においては、9月に地域包括ケアシステムにおけるICTネットワークをテーマとした医療・介護関係者研修会を実施し、11月には仕事や育児と両立できる共倒れしない介護をテーマとした住民向け講演会を実施することで、西多摩地域全体の医療・介護連携を推進し、地域包括ケアシステムの構築に向けた広域的な連携を進めております。

3点目の課題と今後の展望についてですが、第9期奥多摩町地域高齢者支援計画に定めている医療職、介護職等の多職種も参加する協議体の設置について、現状では多職種が参加する会議はコロナ禍以降において開催を控えており、情報交換や交流の場が減っている状況にあります。今後の展望については、町全体の医療職、介護職等の多職種が参加する情報交換の場を新たに開催し、在宅医療・介護連携推進に対するそれぞれの職種における課題や問題点を把握することで、更なる地域包括ケアシステムの推進に繋げる取組を実施してまいります。

○議長（澤本 幹男君） 原島議員、再質問はありますか。どうぞ。

○10番（原島 幸次君） それでは、2点ばかり再質問させていただきます。

地域包括支援センターは、病院と提携しながらいろいろやっておりますが、地域包括支援センターにおいて包括的・継続的なケアマネジメント支援事業で支援をした奥多摩町の高齢者の実績を教えてくださいと思います。

2点目が答弁の中に地域包括ケアシステムの推進に繋げる新たな取組を実施していくとのごとでございますが、具体的な取組の内容についてお聞かせいただければと思います。

この2点についてよろしくお願ひします。

○議長（澤本 幹男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（須崎 洋司君） 10番、原島議員の再質問にお答えいたします。

1点目の高齢者の支援をした実績でございますが、令和6年度においては41件、令和7年度9月末時点で19件の実績となっております。

次に、2点目の具体的な取組内容でございますが、町内の医療機関、介護施設の実務者を対象とした情報交換会を年一、二回開催し、日頃感じている課題や問題点を共有することで医療・介護の連携体制を更に強化してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（澤本 幹男君） 原島議員、質問はこれで終了となりますが、再々質問はありますか。

○10番（原島 幸次君） ございません。

○議長（澤本 幹男君） 以上で、10 番、原島幸次議員の一般質問は終わります。

お諮りします。会議の途中でありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（澤本 幹男君） ご異議なしと認めます。よって、午前 11 時 15 分から再開します。

午前 11 時 00 分休憩

午前 11 時 15 分再開

○議長（澤本 幹男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、4 番、相田恵美子議員から 2 問の通告を受理しております。質問を許します。4 番、相田恵美子議員。

〔4 番 相田恵美子君 登壇〕

○4 番（相田恵美子君） 4 番、相田でございます。

通告に従いまして 1 件目の一般質問をさせていただきます。町長と住民の懇談会、顔の見えるまちづくり。

第 6 期長期総合計画が本年 4 月よりスタートいたしました。策定に当たっては「住民等との協創」をテーマに、住民参加型のワークショップを町内 3 か所で開催、住民の方々の意見を積極的に取り入れる姿勢が示されました。加えてパブリックコメントや審議会への住民参加など多様な形で住民の声を町政に反映させる取組は、師岡町政の成果であり、町としても大きな前進であると評価いたします。

今後、計画策定における住民参加にとどまらず、計画の実行段階においても住民との協創を継続的に実現していくことが本当の意味での住民等との協創ではないでしょうか。それこそ師岡町長自ら住民と対話する機会、顔の見えるまちづくりを設けることが不可欠ではないかと思えます。

策定に向けての住民ワークショップは、小河内、氷川、古里の 3 地区で行われました。今年町制 70 周年、この 3 地区は、合併して奥多摩町となりましたが、それぞれの歴史や慣習も異なることから、それぞれの課題も当然ながら異なっております。

各地域の住民の声を直接町長が聞く機会を持つことは、第 6 期長期総合計画元年のこの年、最も重要な取組だと思われまます。第 6 期長期総合計画の実行に当たり師岡町長ご自身が住民と直接対話する機会を設けるなど、住民との協創を継続的に進めるお考えはありますか。伺います。

○議長（澤本 幹男君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 4番、相田恵美子議員の一般質問の1問目、町長と住民の懇談会、顔の見えるまちづくりについてお答えをいたします。

議員からのご質問がございましたとおり、第6期長期総合計画の策定に当たっては、これまでも説明しておりますが、住民等との協創を重要なテーマに掲げ、住民参加ワークショップを開催するとともに、住民をはじめ、関係人口など町と多様に関わりのある方々からのご意見を反映して策定した計画であり、計画を実現していく上でも住民との協創により進めていくことが重要と考えております。

ご質問の第6期長期総合計画の実行に当たり、町長ご自身が住民と直接対話する機会を設けるなど住民との競争を継続的に進めるお考えはありますかについてですが、私自身が住民と直接対話する機会については、町長就任以来、自治会の総会や地域のお祭り、ふれあいまつりなどのイベントも含め、様々な場面に顔を出し、積極的に住民皆様との対話に努め、小さな声でも聞き逃さない姿勢で職務に取り組んでまいりました。これは小さな町だからこそ直接住民の声を聞くことができ、顔が見えるまちづくりが行えるメリットであると感じております。

地域からの声という面では、毎年5月、8月及び12月に開催しております自治委員会議において、地域の代表である自治会長の皆様との意見交換を行っており、また、各分野で作成している各種計画の策定においても計画策定委員会の中に住民委員を選任するなど、地域や住民皆様からのご意見、ご提案を伺いながら事業を進めております。

このように現状、住民皆様の声を町政に反映させる仕組みが整えられていると考えておりますので、長期総合計画の実行に当たり、新たに懇談会を設ける予定は今のところございませんが、計画における町の将来像を実現していく上で住民との協創は欠かすことのできないものと考えております。

過去には町政報告会を実施しておりますが、引き続き様々な機会を通じて地域や住民皆様の町政に対する声を聞き、しっかりと受け止め、まちづくりを進めてまいります。

○議長（澤本 幹男君） 相田議員、再質問はありますか。どうぞ。

○4番（相田恵美子君） ご答弁分かりました。

2点再質問させていただきます。

懇談会は開く予定はないということでご答弁いただきました。町長、本当に様々な場面に顔を出されていて、お忙しい中にも住民の声を聞いていただけるということで、大変そ

れは素晴らしいことだと思っております。

しかしながら、奥多摩町では少子高齢化や人口減少が進んでおります。住民自治の重要性がますます高まっているかと思えます。持続可能なまちづくりには、行政による公助だけでなく、住民一人一人が主体的に関わる共助や自助の力が不可欠だと思います。そのためにも、もう町長はされていますけれども、町民の皆様の声を丁寧に聞き、町政に反映させる仕組み、すなわち住民対話の仕組みが必要かと考えます。

お隣の檜原村さんでは、村民対話集会在年に複数回行われております。住民の生の声を行政サービスに迅速に反映させることに成功していると伺っております。住民と村長・職員が直接膝を突き合わせることで信頼関係の構築が繋がっているとも聞いております。

様々なことがあり、町長もお忙しいかなと思えますけれども、今回、第6期長計では協創ということのを重要視され、そういう観点からも町長の協創ということに対するイメージを改めて再質問させていただきます。

2点目でございます。住民とのツールの一つである町長への手紙がございますけれども、町長へ直接、住民の意見を伝えるというそのツールの一つでもありますけれども、町長への手紙の対応はどのようにされていますか。

以上2点です。よろしくお願いいたします。

○議長（澤本 幹男君） 師岡町長。

○町長（師岡 伸公君） それでは、1点目の質問について私のほうで答えをさせていただきます。

改めての開催は今のところないというだけで、これから様々なテーマができてきたときにはしっかりと計画をしてまいりたいというふうに考えております。

それとやはりコロナ明けは、できるだけ私もいろんな現場に足を運んで住民皆様の意見を聞くように努めております。

例えば今も榊原先生がやっているヘルシー体操ですとか、それからオレンジカフェなんかが行きますと、いろんなご意見が出てまいりますね。その場で、本当に素直なと言ったら失礼ですけど、ストレートな意見を聞かせていただくことができるんで、それが全て住民のいろんな意識と共通しているかというところではない部分もありますが、それも一つのご意見として承っております。

それから、会場の設定をしてやるということは、相当なある程度のテーマがないとお声がかけれないということもありますので、以前、町政報告会をやったときに、ふだん親しく話しているような提言をしていただける方に来ていただけるのかなと思うと、意外と来

ていただけなかったり、そういうこともあって、その設定の時期と、もちろん会場もそうですけど、以前は氷川と古里でやったんですけれども、それと内容については少し精査しないと、なかなか会場を変えてやることの難しさを今感じておりますので、その辺も少し勉強させてください。

先日のふれあいでもそうですけれども、一通り回ると、相当いろんな方とお話しできて、まさしく生の声を拝受することができて、先程申し上げたように全てが共通の意見ではありませんけれども、その一つ一つにいろんな意味があると思いますので、それをしっかりと受け止めてまいりたいというふうに思います。答えになっていますかね。

そんなことでしっかりと向き合ってまいりますので、また今後そういう共通のテーマがあればしっかりとやりたいと思いますけども、先程榎戸議員の答弁にもありましたように、いろんな協議会があって、専門的な視野でやっていただける会があるんで、それとは別の形で私はやっていかなきゃいけないと思うんで、そういう方々の会も尊重しなくてはけませんので、そういう会と直接的な住民の声とどこに接点があるか、その辺も少し考えてやっていくつもりでおりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（澤本 幹男君） 総務課長。

○総務課長（山宮 忠仁君） 3番、相田議員さんからの再質問の2点目についてお答えをさせていただきます。

内容といたしましては、住民とのツールの一つであるということで、町長の手紙への対応はということでございます。こちら町長の手紙ですけれども、町に対して住民皆様が考えていること、感じていることなどを町政に関する要望、意見、提案などを直接町長へお寄せいただきまして、町民参加による町政を進めるためにということで行っているところでございます。

この町長への手紙ですけれども、用紙や封筒が役場本庁舎、それから文化会館、子ども家庭支援センター、それと保健福祉センターに配置してございます。また、町のホームページにも掲載しておりまして、メールでの受け付けも可能とさせていただいております。

それで皆様からちょうだいした意見等に対する対応でございますけれども、この内容について町長が直接目を通していただいて、関係する部署と調整の上、必要に応じてご意見等に対する回答や感想などをお返しするとともに、更なる対応が必要と判断したものにつきましては、担当部署に指示をするなどしまして丁寧な対応を図っているところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（澤本 幹男君） 相田議員、質問はこれで終了となりますが、再々質問はありま

すか。どうぞ。

○4番（相田恵美子君） 再々質問2点お願いいたします。

先程町長のご答弁の中で、懇談会は今後も開かないわけではなく、はっきりとした、ある程度のテーマが出てきたときは開催の方法等を検討していくというお話でした。町長のおっしゃるある程度のテーマというのはどういうことなのか、漠然でいいので、お聞かせいただければと思います。

2点目としまして、町長への手紙の対応についてなんですけれども、私が奥多摩住民になった30年前、いろんなことがあって、当時、大館町政でしたけども、私も何回かお手紙を書かせていただきました。この町長への手紙は、本当に移住したばかりの誰も知り合いがいない中で、本当に町への提言であるとか、いろいろなことを私も複数回出させていただきましたけれども、きちんとしたお返事を町長の名前でいただいたことでこの町に対する畏敬の念とか、希望であるとかが持てました。

昨年、一昨年と事務報告書を見ますと1件だけなんですけども、私自身が町長に手紙を書いたときは、役場か文化会館だったか、きちんとした形で町長への手紙ということで分かるような形であったんですけど、今それが見受けられないのかなと感じております。先程課長のご答弁にもありましたけど、ホームページにも掲載し、メールでの受付も可能と、今どきだなと思いましたが、メールでの受付は実際に代表のアドレスがあるのかどうかということを伺いたいと思います。

2件であります。お願いいたします。

○議長（澤本 幹男君） 師岡町長。

○町長（師岡 伸公君） 最初のご質問ですけれども、6期長計のダイジェスト版を各家庭に配らせていただきました。その中で、細部にわたるいろんなご提言、皆さんに相談を投げかける事項が書いてありますけれども、例えばそういうふうな課題の中で、具体的にここの部分、こうしたらいいんじゃないかというふうな意見が周りから私のほうに、役場のほうに来たときに、これは個々で話し合うテーマではないのかな、やはり全体でもんだほうがいいのかなというふうに考えたときには、そういうものが多分テーマになるのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（澤本 幹男君） 総務課長。

○総務課長（山宮 忠仁君） 4番、相田議員さんからの再々質問について答弁申し上げます。

2点目へということで町長への手紙の部分で、4か所に置いているということで、相田議員、かつて提出された際には分かるようになっていたということで、現状はというお話でございます。役場の本庁と子ども家庭支援センターにもあるんですが、現状かなりいろいろな配布物といいますか、周知チラシ、資料も増えておりまして、現状といたしましては窓口のそれぞれの職員が所持しているということでお声かけをいただいた際にお渡しするというような形を取らせていただいている部分が1点あります。

それから保健センター等文化会館につきましては配置できる状況になっているということです、目に届くところには置いてあるということなんですが、ここで文化会館のほうを確認したところ、ちょうどここで用紙が切れてしまったというお話をいただきましたので、改めてそこについては補充をさせていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほうよろしく願いいたします。

それから、メールの関係でございます。用紙の関係はダウンロードしていただくということも書いてあるんですけれども、場合によったらこれも今後ホームページの中の表示の仕方というところも工夫していかなければいけないと思うんですけれども、様々な形でご意見、お問合せもいただく場合もありますので、総務課秘書広報係、ご意見、お問合せという欄があるんですけれども、そこを開いていただくと、特にアドレスを入れなくても氏名とか住所とか、そちら様のメールアドレスを入れていただいて、なおかつこういうことを聞きたいというふうな内容の問合せフォームもありますので、そういったところの活用でメールをいただくケースも最近増えている状況でもありますので、そういったところの活用も場合によったらしていただいたらいいのかなというふうに思っております。基本的には代表のアドレスも秘書広報のほうでございますけれども、かつてほかの議員さんからもご指摘いただいている中で、非常に情報掲載量が増えてきてしまっているのので探しにくいというところもありますので、今、相田議員さんからもそういったご提言等もいただいておりますので、必要な見直しは今後図らせていただきたいなというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○議長（澤本 幹男君） 相田議員の1問目の質問はこれで終了とします。

次に、2問目の質問を許します。

○4番（相田恵美子君） 2件目の質問をさせていただきます。観光地としての景観保全について。

奥多摩町は、秩父多摩甲斐国立公園に位置する自然豊かな景観が観光の目玉でもあり、また、町民の誇りでもあります。

しかし、以前より多くの掲示物や宣伝用ののぼり旗、看板などが町の至るところに設置され、中には破れたり、長年そのまま放置されているものも見受けられ、不快を感じている住民も少なくありません。観光立町として標榜している当町にとって景観や安全への配慮は重要であります。

奥多摩町第2次環境基本計画、環境の将来像5においても「環境保全活動の目標」と明記されており、環境について考え行動することの大切さがうたわれております。

以下2点ご質問させていただきます。

1点目としまして、現在、掲示物やのぼり旗、看板等の設置状況について町としてどのような認識をお持ちでしょうか。

2点目といたしまして、町の各所に掲示物等が設置されていることに懸念される声がありますが、今後どのような方針や仕組みづくりを検討されますか。

以上2点よろしく願いいたします。

○議長（澤本 幹男君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 2問目の観光地としての景観保全についてお答えをいたします。

1点目の現在、掲示物やのぼり旗、看板等の設置状況について町としてどのような認識をお持ちでしょうかについてですが、一般的に掲示物やのぼり旗、看板等を設置するには、東京都屋外広告物条例に基づく許可が必要であり、奥多摩町内でこれら掲示物の設置を行う場合には、東京都多摩建築指導事務所に許可申請を行う必要がございます。

ただし、国や公共団体が公共的目的をもって表示する広告物等は許可が不要であり、また、自己の氏名、名称、店名、商標、事業、または営業の内容を表示するため、自己の住所、事業所、営業所、または作業場に表示する広告物等、いわゆる自家用広告物は、許可申請の適用除外となっております。例えば「大売出し」や「営業中」などの商店や飲食店などでよく見受けられるのぼり旗などがこれに該当いたします。

一方、街頭演説等で一時的に使用されるのぼり旗などは、設置者の直接的な管理下にあるものであるため、屋外広告物に該当しないものとされています。

したがって、これら以外の許可等が必要な看板などは、設置者が屋外広告業者などを通じて多摩建築指導事務所に設置申請し、許可を得ているものと思われま

す。また、道路上に掲出する場合には、道路法に基づく道路占用許可と道路交通法に基づく道路使用許可が必要となりますので、併せてこれらの許可も得ているものと思われま

す。2点目の町の各所に掲示物等が設置されていることに懸念される声がありますが、今後

どのような方針や仕組みづくりを検討されますかについてですが、看板やのぼり旗を設置する個人や事業者皆様の多くの方が掲示物等を適切に管理され、景観に配慮していただいているものと思いますが、議員がおっしゃいました、中には破れたり、長年そのまま放置されているものも見受けられ、不快に感じている住民も少なくありませんとのことですので、広報おくだまなどを通じて、のぼり旗などの適切な管理の促しや景観に配慮した看板の設置についてお願いをしてみたいです。

更に、東京都においては、屋外広告物条例やこの条例に基づく「屋外広告物のしおり」が作成され、町の良好な景観を形成し、風致を維持し、公衆に対する危害を防止する観点から適切に規制されておりますので、町として新たな仕組みづくりは検討しておりませんが、市内に設置しているのぼり旗や看板につきましては、奥多摩町の景観に配慮することや適切に管理していただくよう周知に努めてまいりますので、ご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（澤本 幹男君） 相田議員、再質問はありますか。どうぞ。

○4番（相田恵美子君） ご答弁分かりました。

2点目について再質問させていただきます。秩父多摩甲斐国立公園でもある奥多摩の雄大な自然を求めて多くの方が来町されます。ご答弁では掲示物等、適正に管理、景観に配慮されているものいただきました。駅前等に貼られた政党ポスター等について景観を損なうのではないかとのご意見をいただいております。奥多摩町を訪れ、最初に目にするのが政党ポスターの数々、しかもその中には何年も貼りっ放し、また、破れてしまっているポスター等もあり、明らかに景観を損なう状況であります。

個人宅の塀等ということで規制はできないかと思われそうですが、周知に努めるというご答弁でございましたので、どのように取り組まれるのかということと観光立町を標榜する奥多摩町にとっては、景観に対する住民への啓発も必要ではないかと思えます。奥多摩の自然を守るための具体的な原則や責任について定めている奥多摩町環境基本条例の第5条、町民の責務、町民はその日常生活に伴う環境への負荷の低減及び自然環境の適正な保全に努めなければならないとあります。それについて周知に努めるということをごどのように住民に啓発されるのかということをご再質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（澤本 幹男君） 環境担当主幹。

○環境担当主幹（坂本 秀一君） 4番、相田議員の再質問にお答えいたします。

議員おっしゃるように、政党ポスターも含めました様々なポスターなど確かに貼りっ放しだったり、破れたりなども見受けられるところがございます。

ただ一方、奥多摩病院手前の西東京バスの笹平橋というバス停近くの交差点の壁面などですが、以前は各政党のポスターなど多く見受けられて、景観的にどうかなというような点もございましたが、関係者皆様のお力によると思われませんが、現在はポスターの掲出はなくなっております。このように関係者皆様のご努力による改善もございます。

ですので、町としましては、町長の答弁でも申し上げましたが、まずは広報おくだまなどを通じて適正な管理と景観に配慮の周知を行いたいと考えております。

ただし、景観を損なうようなポスター等の掲示物に対するご意見などのお声が町に届いた際には、管理する方にそのようなご意見などがあること、また、景観に配慮していただければというような趣旨のお願いはできるかと思っておりますので、どうかご理解をお願いいたします。

以上になります。

○議長（澤本 幹男君） 相田議員、質問はこれで終了となりますが、再々質問はありますか。どうぞ。

○4番（相田恵美子君） ご答弁分かりました。広報等で周知していくということですが、なかなか周知されないのが現状だと思われまして。

例えば奥多摩でまちづくり委員会とかございますけど、すてきなポスターとかつくっていらっしゃいますけど、そういう委員会に投げかけるというか、委員会の中で具体的なことを話し合っていていただくとか、例えば環境条例に向けて審議していただくとか、そういうことはお考えにならないのかということをお聞きさせていただきます。

○議長（澤本 幹男君） 環境担当主幹。

○環境担当主幹（坂本 秀一君） 4番、相田議員の再々質問にお答えします。

環境審議会等に諮問できないかというところでございますが、今現在、ポスターに対する住民からのお声がたくさん町に届いている状況ではないので、まずは先程も申し上げましたように、広報等で住民皆様に周知して、その後の段階で、もしそのようなお声が非常にあるようでしたら、環境審議会等に諮るようなこともできるのかなと考えておりますので、お願いいたします。

○議長（澤本 幹男君） 相田議員の質問はこれで終了とします。

○4番（相田恵美子君） 終わります。ありがとうございました。

○議長（澤本 幹男君） 以上で、4番、相田恵美子議員の一般質問は終わります。

次に、8番、宮野亨議員から1問の通告を受理しております。質問を許します。8番、宮野亨議員。

〔8番 宮野 亨君 登壇〕

○8番（宮野 亨君） 宮野でございます。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。戸籍への振り仮名公証に伴う町の対応状況について。

改正戸籍法の施行により本年5月26日に戸籍の氏名への振り仮名が公証される新制度がスタートしました。これにより行政手続や金融機関での本人確認の円滑化、そして、当事者にとっての利便性向上に繋がる重要な一歩であり、住民生活に直結する事項であるため、本町における対応状況を明確にする必要があります。

そこで、法改正への町への対応状況について以下の点を質問し、町のご所見を伺います。

1、戸籍の振り仮名記載に関するシステム改修や町本籍人に対する仮の振り仮名通知などこれまでの対応状況は。

2、振り仮名の市区町村長職権記載の準備状況は。

2つお願いいたします。

○議長（澤本 幹男君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 8番、宮野亨議員の一般質問、戸籍への振り仮名公証に伴う町の対応状況についてお答えいたします。

はじめに、戸籍の振り仮名公証については、議員ご質問のとおり、令和7年5月26日の改正戸籍法施行により、戸籍に氏名の振り仮名が記載されることとなりました。これまで戸籍には氏名の漢字のみ記載され、氏名の正しい読み方を公的に証明する手段がありませんでしたが、戸籍の記載事項に新たに氏名の振り仮名が追加されることで、行政サービスのデジタル化が進み、本人確認の手続がスムーズになるなどの効果が期待されます。

戸籍に氏名の振り仮名が記載されるまでの流れは、本籍のある市区町村から住民基本台帳の情報を参考につくられた「戸籍に記載される予定の振り仮名の通知書」が送付され、必要に応じて氏や名の振り仮名の届出をしていただきます。

また、改正法の施行日から1年以内に届出がなかった場合には、本籍地の市区町村長の職権で通知した氏名の振り仮名が記載され、公証されるとともに、順次、住民基本台帳にも反映される流れになります。

ご質問の1点目、戸籍への振り仮名記載に関するシステム改修や町本籍人に対する仮の振り仮名通知など、これまでの対応状況はについてですが、町では改正法施行の施行に先立ち、令和6年度に戸籍に振り仮名を記載するための機能及び戸籍の振り仮名通知出力機

能を構築するための戸籍システムの改修を行うとともに、町本籍人に対し通知した「戸籍に記載する予定の振り仮名」は、住民基本台帳で便宜上使われている振り仮名を使用するため、その振り仮名を戸籍システムに反映させる前の準備として、町の住民基本台帳の拗音や促音などの修正を 201 件行い、更に住民基本台帳ネットワークから全本籍人の仮の振り仮名を町の戸籍システムに取り込む作業を行い、戸籍システムにおいても 126 件の修正を行いました。

改正戸籍法施行日である本年 5 月 26 日時点での町の本籍数は 3,223、本籍人口は 7,001 人で、その後、お亡くなりになられた方などを除いて 8 月 8 日付で本籍数 3,220、本籍人口 6,988 人に対し、戸籍ごと、住所ごとに戸籍に記載する予定の振り仮名を特定記録郵便による圧着はがきで 3,912 通送付いたしました。

この通知に関する住民への周知といたしましては、事前に広報おくだま、町ホームページにおいて制度周知や法務省設置のコールセンターの案内も併せて掲載をいたしました。また、通知自体にもコールセンターの案内を記載いたしましたので、そのかいあってからこれまで 10 数件の問合せはあるものの、混乱するような状況には至っておりません。

11 月末日時点での届出の状況は、窓口での届出が 14 件、オンラインでの届出が 26 件、計 40 件となっております。そのほとんどの届け出が通知に記載されたとおりの振り仮名となっておりますが、2 件変更したい理由での届出もありました。いずれも審査した結果、届出の内容どおりで戸籍に振り仮名が公証され、その内容で住民基本台帳にも反映されています。

2 点目の振り仮名の市区町村長職権記載の準備状況はについてですが、振り仮名の市区町村長職権記載は、改正戸籍法施行日から 1 年以内の令和 8 年 5 月 25 日までに振り仮名の届出がない場合、町から通知した戸籍に記載する予定の振り仮名が戸籍に記載されることとなりますが、その準備といたしまして今年度、戸籍の振り仮名を職権記載するための機能を構築するため、戸籍システムの改修を行い、令和 8 年 5 月 26 日以降、市区町村長の職権記載により一斉に全国の市区町村の戸籍に振り仮名が公証されることとなります。

また、順次、住民基本台帳にも反映させる必要がありますが、一度に多くの件数を反映させる方法などについては、現時点では国から示されておりませんので、詳細が分かり次第適切に対応してまいります。

いずれにいたしましても戸籍事務は、日本国民の身分関係を登録し、公証を目的とするものであり、住民基本台帳事務は、住民の基本となるべき情報を登録し、管理するもので、住民生活に直結する事項でありますので、適正な事務に取り組んでまいりますので、ご理

解をお願いいたします。

○議長（澤本 幹男君） 宮野議員、再質問はありますか。どうぞ。

○8番（宮野 亨君） お願いします。戸籍事務は、本来国が果たすべき役割に関するものであるが、国民生活と密接な関係があり、市区町村の行政の基礎資料、住民の方がいないと役場が成り立たない、基礎資料となっていることから、法定受託事務として市区町村が事務処理をしています。

そのような中、町職員は、戸籍事務が重要な身分関係、出生届、結婚届、死亡届等を明らかにするものなので、間違いは絶対に許されない。そういうふうなプレッシャーを抱えながら、来庁者に日々対応していると思います。担当している方にこの場を借りてお礼を申し上げたいと思います。

それと、正面の自動ドアが開くとピンポンとチャイムが、前の選挙あたりからですか、鳴っています。チャイムが鳴るとすぐに声をかけてくれます。「こんにちは」「おはようございます」と迎え言葉に好印象で気持ちが良いです。この場を借りて感謝を申し上げます。

再質問としては2点お願いいたします。

1問目、11月末時点での届出が40件、そのうち2件が通知に記載された振り仮名を変更したい理由での届出、いずれも届出の内容どおり戸籍に公証されたことだが、差し支えない程度でその変更した内容をお聞かせください。

もう一つは、市区町村長の職権記載により戸籍に振り仮名が公証された場合、その後、変更は可能なのか伺います。

以上2点、よろしくをお願いいたします。

○議長（澤本 幹男君） 住民課長。

○住民課長（岡部 優一君） 8番、宮野議員のご質問にお答えいたします。

まずご質問の1点目でございます2件の変更した理由での届出の内容でございます。こちらにつきましては、いずれも名の届出によるものでございます。そのうち1件ですけれども、拗音の修正ということになります。具体的に申し上げますと、先程町長の答弁でもございますように、町では住民基本台帳の修正ということで、例えばなんですが、振り仮名が「じゅうみんかちょう」とあった場合には「じゅうみんかちょう」というように拗音でございます「やゅよ」があった場合に明らかな場合につきましては、そちらの大きい字の「やゅよ」につきまして小さい字の「やゅよ」などと一人ずつ確認した上で修正してございます。

更に町本籍人につきましては、町民以外の方もいらっしゃいますので、その方も含めた情報を住民基本台帳のネットワークから戸籍システムに取り込むようになるんですけど、その取り込んだ後も戸籍システムにおいても同様の修正を行ってございます。そのため間違っているのが変更したいというような理由での届出を極力しなくて済むように対応したところでございます。

今回の方につきましては町民の方なんですけれども、本籍地につきましては他の市区町村となっております、町では、この住民基本台帳は修正をさせていただいたんですけど、最終的に本地籍地の市区町村からの通知は、この修正前のものとなっております。そのためこの方につきましては、それを変更したいという理由での届出でございました。

これは国のほうで市区町村ごとに住民基本台帳ネットワークから取組時期等につきまして、この時期にしないというような定めがしてございまして、住民基本台帳を修正しても市区町村によっては既に取り込み時期が過ぎてしまっているなど、また、その対応期間も非常にタイトでございましたので、市区町村によっては本籍人の人数も多くて、戸籍システムによる修正はとてものではないけれど、行えないというような場合もあるようでございます。

もう一件は、通知した振り仮名と実際使用している振り仮名が似ているものの相違しているため変更したいという届出でございました。こちらにつきましては実名でご説明してしまいますと、ご本人が特定されてしまうおそれがありますので、恐れ入りますが、宮野議員のお名前を拝借させていただきましてご説明させていただければと思います。宮野議員の氏名は「みやのとおる」様で、町からの振り仮名の通知においても「みやのとおる」様で通知をさせていただいているかと思っております。この場合は、ご自身の思っているものと通知が同じでございますので、特に届出の必要はございません。一方、今回の方の場合なんですけれども、町からの通知が「とおる」様ではなく「とうる」様になっているため、「とうる」から「とおる」に、「う」から「お」に変更したいという届出の内容でございました。その際にご本人からお話をお伺いしたところ、学校に上がった頃から使用している平仮名の字、そちらにつきましても「とおる」ということで、また、預金口座の名義で使用している名も「とおる」ということで確認ができましたので、届出の内容どおりで戸籍に振り仮名が公証されたものでございます。

ご質問の2点目でございます市区町村長の職権記載により戸籍に振り仮名が公証された場合、その後の変更はできるかどうかというご質問かと思っております。この場合につきましては、1回限りご本人の届出によりまして振り仮名を変更することができます。ただしとい

うことなのですが、振り仮名を一回届出を行った後につきましてまた再度変更したいというような場合は、家庭裁判所の許可が必要となります。

以上でございます。

○町長（師岡 伸公君） 宮野議員、質問はこれで終了となりますが、再々質問はありますか。

○8番（宮野 亨君） これで質問を終わらせていただきます。

○議長（澤本 幹男君） 以上で、8番、宮野亨議員の一般質問は終わります。

お諮りします。会議の途中であります。ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（澤本 幹男君） ご異議なしと認めます。よって、午後1時から再開とします。

午後0時04分休憩

午後1時00分再開

○議長（澤本 幹男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、2番、伊藤英人議員から2問の通告を受理しております。質問を許します。2番、伊藤英人議員。

〔2番 伊藤 英人君 登壇〕

○2番（伊藤 英人君） 2番、伊藤です。

それでは、1問目伺わせていただきます。自治会の防犯カメラに補助を。

奥多摩町では、犯罪のない安全・安心まちづくり条例をつくり、自主的な防犯活動の支援などを推進しています。本年は、家庭用防犯カメラ等購入緊急補助金の交付を行っておりますが、社会情勢の変化や町の人口減少等を考慮すると、更なる積極的な防犯設備の整備が必要と考えます。

以下、伺います。

①自治会や商店街等の防犯カメラ設置やその電気料金等に対する補助制度の導入について町の考えはいかがでしょうか。

②長期総合計画の将来像であるセーフティなまちづくり実現に向け、モデル地区を設定し、防犯力の強化や見守り活動を推進する取組を行い、その成果を基に段階的に全町へ展開することはできないのでしょうか。

以上です。

○議長（澤本 幹男君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 2番、伊藤英人議員の一般質問の1問目、自治会の防犯カメラに補助をについてお答えをいたします。

1点目の自治会や商店街等の防犯カメラ設置や、その電気料金等に対する補助制度導入について町の考えはについてですが、今年度新たに発足した東京都都民安全総合対策本部では、地域における見守り活動支援事業の個別事業として、防犯設備補助事業では自治会等を実施主体に、防犯設備の整備に対する区市町村補助事業では商店街等を実施主体として、いずれも防犯カメラ等の設置費用及び維持管理や運用に要する経費の補助を行っております。

自治会等がこれらの事業を活用する際には、区市町村が東京都と同様の補助金制度を設けていることが前提となっております。

事業の概要ですが、最初に、自治会等が実施主体となる防犯設備補助事業では、都が4分の3、区市町村が24分の5、そして、地域団体が24分の1、約4%に当たりますが、その負担割合とされており、都補助限度額は1地域当たり単独実施の場合450万円、連携事業の場合675万円とされております。

補助要件といたしましては、安全・安心まちづくり推進地区内で実施する事業であること、地域での見守り活動を月1回以上継続して行うこと、5年間継続して防犯に関する地域活動を実施することなどがあり、防犯カメラ等は、不特定多数の人が通行する公道における防犯対策を目的とするものとされております。

次に、商店街等が実施主体となる防犯設備の整備に対する区市町村補助事業では、都が12分の7、区市町村が3分の1、そして、地域団体が12分の1、約8%の負担割合とされ、都補助限度額は525万円とされております。

補助要件といたしましては、防犯設備を整備する地域において住民の合意形成がなされていること、防犯カメラの整備を含む事業に当たっては、当該防犯カメラの設置目的や運用方法についての基準が定められていること、防犯設備を占用許可等が必要な箇所に設置する場合は、当該箇所の占用許可等を受けていること、整備後の防犯活動が継続的に行われることなどが定められております。

また、維持管理や運用に要する経費の補助に関しては、保守点検、修繕、移設の各経費及び電気料金などが対象とされ、導入時の補助メニュー等により、それぞれ負担割合や補助対象限度額が定められております。

以上の各補助金制度について現在、町では同様の制度を設けておりませんが、議員から

もご説明がありましたように、今年度新たに家庭用防犯カメラ等購入緊急補助事業をはじめたところであり、当該事業の活用により各ご家庭における防犯対策が進みはじめている状況にあります。

また、町における集落等は広域で点在しており、自治会、或いは商店街等が実施主体として防犯カメラ等の設置をする場合、各種補助要件への適合、設置後の見守りや防犯活動及び維持管理負担などを考慮すると補助制度の導入は難しいものと考えます。

次に、2点目の長期総合計画の将来像であるセーフティなまちづくり実現に向け、モデル地区を設定し、防犯力の強化や見守り活動を推進する取組を行い、その成果を基に段階的に全町へ展開することはできないかについてですが、先程ご答弁いたしましたように、町の地域特性上、各自治会等の実情は異なっており、仮にモデル地区を設定しても他の地域にそのまま適用できるとは考えにくく、今年度から家庭用防犯カメラ等購入緊急補助事業を導入している状況を鑑みますと、町の場合、新たな補助金制度の導入効果は余り表れないのではないかと想定いたします。このため段階的な全町展開も難しいものと考えます。

なお、町では町内の国道や都道の交差点等5か所に防犯カメラを設置しており、必要に応じて警察等と連絡を図り、情報提供をしております。

町としては、奥多摩町犯罪のない安全・安心まちづくり条例にもあるとおり、犯罪防止について町、町民、事業者及び関係機関等と連携・協力し、安全で安心して暮らせるまちづくりに努めてまいります。

○議長（澤本 幹男君） 伊藤議員、再質問はありますか。どうぞ。

○2番（伊藤 英人君） ありがとうございます。長期総合計画では、将来像のセーフティなまちづくりの中では取組例として地域での見守り活動の充実とあります。答弁にあるように、安全・安心まちづくり推進地区の策定や地域での見守り活動、防犯活動の継続的な実施などの東京都の補助要件の実現というのは、町の将来像ととても合致したものと考えられますので、今後も引き続き、町民や事業者との連携、推進していただきたいと思っております。

再質問として伺いたいことがありまして、防犯カメラについては了解いたしました。1つ目として、長期総合計画での見守りや防犯に関わるセーフティなまちづくりという将来像の実現に向けて、今後町が取り組む具体的な施策や事業について計画があれば教えてください。

次に、現在、町が取り組んでおります家庭用防犯カメラ等購入緊急補助金についてですが、現在までの交付実績と来年度、令和8年度以降の実施予定について確認したいと思

ますので、教えてください。

以上2点ほど再質問させていただきます。

○議長（澤本 幹男君） 総務課長。

○総務課長（山宮 忠仁君） 2番、伊藤議員さんからの再質問にお答えいたします。

2点ございました。1点目が長期総合計画での見守りや防犯に関わるセーフティなまちづくりという将来像の実現に向けてということで、今後、町が取り組む施策や事業の計画があればという質問がまず1点目でございます。こちらにつきましては基本的には現在町で設置している防犯カメラの活用や、また、高齢者等で必要とされる方に配布をしております自動通話の録音装置というのがあるんですけども、こちらの活用も引き続き図っていきたいと思います。

また、広報やイベント時ということで、例えば8月の花火大会のときの駅周辺での啓発とか、また10月のふれあいまつりのときにも自治会の連合会さん、それから青梅警察防犯協会さんと連携してチラシや啓発用のティッシュなんかも配ったりをしております。そういったものを通じて防犯に関する啓発など関係機関と連携して継続的に行っていきたいと考えております。またこれまでも住民の皆さんからお寄せいただいた、今は割と少なくなっているんですけども、詐欺電話の情報も寄せられることがありまして、その際には臨時で町の防災行政無線放送で注意喚起をこれまでも行っておりますので、そういった対応もこれからもしてまいりたいというふうに考えております。

また、議員さんからありました東京都などの補助制度や新たな防犯対策等にも注視しまして、町の実情に合ったものであれば活用について研究させていただきたいと考えております。

それから、再質問の2点目でございます。今年から町のほうで東京都の補助事業を活用しての家庭用防犯カメラ等購入緊急補助金制度、こちらを使っているわけでございますけれども、まずその交付実績という質問でございます。7月にスタートさせていただいて、11月末までというところの集計でございますけれども、29件で45万円というような申請状況となっております。月によってばらつきはございますけれども、6件から7件程度の推移というところで、割とコンスタントに地域も各地域から申請のほうをいただいているという状況でございます。

それから、来年度以降の実施の予定に関してでございますけれども、前提としては東京都がこの補助事業を継続するかというところはあるんですけども、情報の中では続くというようなこともありますので、町といたしましても現在、令和8年度の当初予算の要求の

中で予算化できますように財政サイドと協議をしているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（澤本 幹男君） 伊藤議員、質問はこれで終了となりますが、再々質問はありますか。どうぞ。

○2番（伊藤 英人君） ありがとうございます。繰り返しになりますけれども、補助率も補助上限額も、今回の家庭用防犯カメラ等購入緊急補助事業よりも更に多いという都の事業もありますので、補助要件の適合を目指して引き続き研究をお願いしたいと思います。質問という形ではありませんので、回答は不要です。

以上で、1問目を終了したいと思います。

○議長（澤本 幹男君） 次に、2問目の質問を許します。

○2番（伊藤 英人君） 2問目として、ワサビ田整備の推進を。

ワサビは町の特産物、観光資源であり、ワサビ田は防災・減災機能を持つグリーンインフラでもあります。奥多摩ワサビは東京都や町の貴重な財産であり、その普及・継承のため、現状でも多くの支援制度があります。しかしながら、急峻な地形を利用してつくられるため、ワサビ田の整備・造成は大変な労力がかかり、耕作放棄の要因ともなっております。

東京都には遊休農地等を再生利用するための制度や土地改良し農地を造成するための制度があります。これらの制度を活用し、ワサビ田の整備を推進することは、奥多摩ワサビの普及・継承、また、都や町の資源の保全に資するものと考えます。

以下、伺います。

奥多摩ワサビの更なる振興のため、ワサビ田の整備を促進する補助制度が必要と考えますが、町の考えはいかがでしょうか。

○議長（澤本 幹男君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 2問目のワサビ田整備の推進をについてお答えをいたします。

ご質問の奥多摩ワサビの更なる振興のため、ワサビ田の整備を促進する補助制度が必要と考える、町の考えはについてですが、新たな事業の実施に当たっては財源確保が必要となり、当町のような財源が乏しい小規模自治体では、事業を継続して実施するためには国、または東京都の補助事業の活用が必要不可欠であります。

ワサビ田整備の新たな造成に対しては、国・農林水産省所管の農業基盤整備資金制度等がありますが、当町の急峻な地形を鑑みますと、過去にワサビ栽培が行われていない沢に

においてワサビ田の新たな造成は難しいものと考えます。

その一方、直近では町内のワサビ田においても令和元年10月の台風19号災害を受ける中、被災後の現地調査及びワサビ農家への意向調査の結果、大きな被害はないものの、栽培を放棄したワサビ田が39か所あり、それらのワサビ田の活用は検討課題であります。

現在、当町におけるワサビ栽培の振興につきましては、後継者の育成及び栽培技術の伝承のため、平成14年度から実施している奥多摩わさび塾、耕作者の増加と耕作意欲の向上を図ることを目的として令和3年度から実施しているワサビ苗購入費補助事業のほか、東京都の補助事業を活用したワサビ田防護ネット整備事業及びワサビ田用モノレール設置事業を実施しているところであります。

一方、東京都の補助事業である産業労働局所管の小規模土地改良事業を活用して、現在栽培が放棄されているワサビ田を対象に農地開発事業としての実施が考えられるところでありますが、東京都の全額補助ではないことから、事業費に対する町負担分の25%の財源が必要となります。

ワサビ栽培振興の所管である観光産業課においては、今年度からスタートした町の第6期長期総合計画におけるコンセプト「活性化」の将来像「賑わう・満ちる・巡るまちづくり」に掲げる施策の方向性、「観光資源の活用」の実現に向けて、取組例として示したワサビ等の特産物の活用について、その具体的な事業展開に向け、第6期長期総合計画にひもづく個別計画として令和8年度に農業、林業、観光等を含んだ産業振興計画の策定を予定しております。

その計画を策定する中で、議員ご提言のワサビ田整備の推進に係る補助制度について継続的な財源確保も含め、中・長期的な視点で研究してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（澤本 幹男君） 伊藤議員、再質問はありますか。どうぞ。

○2番（伊藤 英人君） ありがとうございます。現在のわさび塾を見ても、ワサビ田を持たない移住者の方たちの受講が主体となっております。栽培者を増やして奥多摩ワサビを振興するというためには使用可能なワサビ田の確保が欠かせない状況にあると思います。今後、ワサビ田の整備は喫緊の課題として取り組んでいただければと思います。

質問という形にはならないかもしれないので、回答があればということで伺いたいところなんですけれども、奥多摩ワサビは治助芋とともにJAの東京中央会さんというところでは、江戸東京野菜として認定されているブランドでして、今年は治助芋の料理コンテストも行われました。とても注目されているものなのです。町の産業振興計画の策定と合わ

せて先程は財源のお話がありましたけれども、ワサビ田整備の財源として企業版ふるさと納税の早期導入に向けて研究を願いたいと考えております。何かその辺でありましたらご回答をお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（澤本 幹男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（杉山 直也君） 2番、伊藤議員からの再質問にお答えをいたします。

ワサビ田整備の財源として企業版ふるさと納税の導入が考えられないのかというご質問だと思います。伊藤議員からは令和7年第3回定例会の一般質問におきまして、企業版ふるさと納税の導入についてのご質問をいただいております。そのとき町長からは、今年度を実施する評価指標の設定とともに、企業版ふるさと納税の導入に向けた検討を進めてまいりますという答弁をされてございます。そのときの答弁にもございましたとおり、企業版ふるさと納税の導入については、地域再生計画の認定申請など必要な手続が必要であること、また、先程の答弁にもございましたとおり令和8年度に策定予定の産業振興計画の内容のほうも踏まえさせていただきながら、ワサビ田整備のほうの産業振興計画の内容も見ながら企業版ふるさと納税の導入につきましても検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（澤本 幹男君） 伊藤議員、質問はこれで終了となりますが、再々質問はありますか。

○2番（伊藤 英人君） ありがとうございます。再々質問としてはありませんので、以上で終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（澤本 幹男君） 以上で、2番、伊藤英人議員の一般質問は終わります。

次に、3番、森田紀子議員から2問の通告を受理しております。質問を許します。3番、森田紀子議員。

〔3番 森田 紀子君 登壇〕

○3番（森田 紀子君） 3番、森田です。

通告に従いまして2問質問させていただきます。

まず第1問目、更なる観光の取組について。

奥多摩町の観光振興を一層推進するため、町の魅力資源の有効活用と多様な人材の参画の促進、環境・安全に配慮した持続可能な観光体制の強化について今後の具体的方針について質問します。

①奥多摩町は、NPO法人リーブノートレイスジャパンと連携し、観光ごみ削減や環境

倫理教育に大きな重点を置いています。今後の取組としてアドベンチャーツーリズムガイドの養成も含めています。そこで環境保全と観光振興の両立を目指した具体的な施策について町の考えを伺います。

②アドベンチャーツーリズムガイドの養成について町は今後、どのような体制や計画で実施していくのかを伺います。

③NPO法人リーブノートレイスジャパンの環境倫理やマナーを観光客や町民の皆様に普及させるため町はどのような方法や体制で取り組むのかを伺います。

以上です。

○議長（澤本 幹男君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 3番、森田紀子議員の一般質問の1問目、さらなる観光の取組についてお答えをいたします。

町とNPO法人リーブノートレイスジャパンとの連携につきましては、令和7年第2回町議会定例会の一般質問で、2番、伊藤議員から持続可能な観光立町を目指してのご質問をいただき、お答えしており、一部内容が重複いたしますが、ご容赦くださいますようお願い申し上げます。

1点目の環境保全と観光振興の両立を目指した具体的な施策について町の考えを伺います。1点目についてですが、町では本年5月、NPO法人リーブノートレイスジャパンと連携協定を締結し、同法人の環境倫理教育を通じて観光ごみ削減を推進すべく、今夏のマナーアップ強化キャンペーンにおいて同法人の常任理事、みたけレースラフティングクラブ代表の柴田大吾氏に事前の打合せ、また、キャンペーン当日も氷川溪谷での啓発活動にご参加いただき、連携を図りはじめております。

町といたしましては、観光立町の推進において観光客の誘客だけでなく、環境保全と観光振興の両立を目指す中で、このマナーアップ強化キャンペーンの活動は重要であり、この活動を更に強化するためにリーブノートレイスが掲げる環境に対するインパクトを最小限にして、アウトドアを楽しむための環境倫理プログラム7原則の実践が必要不可欠であると考えております。

その7原則のうち、特に原則1の「事前の計画と準備」では、当町は全域が秩父多摩甲斐国立公園であり、河原の区域によっては特別地域もあることから、本年4月に一般財団法人デジタルスマートシティ推進財団と締結した連携協定を活用し、多言語（8言語）の観光情報サイト・ガイドアの当町専用ページにおいて、まず観光マナーを、その後、町内

の観光スポットを紹介するページ構成として、当町への観光を計画する段階から当町全域が国立公園であり、豊かな自然を次世代に継承する必要があること、また、地域住民皆様の日常生活を守ることも大切であること、それらを十分に認識していただく中で、引き続き観光マナーの更なる周知啓発を図ってまいります。

次に、2点目のアドベンチャーツーリズムガイドの養成について町は今後どのような体制や計画で実施していくのか伺います及び3点目のリープノートレイスジャパンの環境倫理やマナーを観光客・町民に普及させるためには、町はどのような方法や体制で取り組むのかを伺いますについては、関連がありますので、併せてお答えをいたします。

当町とリープノートレイスジャパンとの連携協定において環境に配慮したアウトドア活動の促進、地域の環境保全・環境保護及び来訪者に対する環境倫理の啓発について相互に協力して取り組むものとしておりますが、町独自の取組だけでなく、周辺自治体、特に多摩川流域として青梅市との連携は重要と考え、同団体参画の下、青梅市を事務局とするTOKYOサステナブルツーリズム連絡協議会をあきる野市と当町を含めた2市1町で本年4月に立ち上げ、東京都市長会の多摩・島しょ広域連携活動助成金を財源として、今年度から5か年をかけ、TOKYOサステナブルツーリズム事業の実施を計画しております。

この事業の目的として、西多摩地域は秩父多摩甲斐国立公園に指定される豊かな自然、美しい景観を有する多摩川や秋川などの観光資源を共有しており、これらのフィールドにおいて環境配慮型のプログラムを開発し、自走可能な仕組みをつくることで持続可能な観光地づくりを推進することを掲げております。

また、この目的に向けた取組として、地元事業者及び住民へのリープノートレイスの普及促進、地元事業者認定制度の策定及び推進を図るものとしておりますので、議員ご質問の環境倫理やマナーの普及及びアドベンチャーツーリズムガイドの養成は、当町単独の体制ではなく、2市1町で連携し、TOKYOサステナブルツーリズム連絡協議会の事業として今後実施いたします。

なお、現時点の同協議会の5か年事業計画におきましては、今年度及び来年度にかけて地元事業者及び住民へのリープノートレイスの環境倫理の普及促進、3年目の令和9年度以降5年目に向けてアドベンチャーツーリズムガイドに係るインストラクターの養成、事業者認定制度の策定・促進に取り組むものとしており、具体的な事業展開の内容は、同協議会において今後検討してまいります。

一方、観光客に対する観光マナー周知啓発は、2市1町それぞれ取り組んでおりますが、今後は同じ国立公園内の自治体としてより連携を図りながら展開してまいりますので、ご

理解くださいますようお願いいたします。

○議長（澤本 幹男君） 森田議員、再質問はありますか。どうぞ。

○3番（森田 紀子君） それでは、再質問として2点伺います。

まず、あきる野市ではクリーンリバーに参加した家族があきる野市を気に入りに、10家族以上が定住に繋がった事例もあると聞いています。奥多摩町でも、せっかくNPO法人リーブノートレイスジャパンと連携協定を結び、環境倫理教育を通じた観光ごみ削減や、この夏のマナーアップ強化キャンペーンに取り組んでいるところです。ついてはこのマナーアップ強化キャンペーンについて事前に広くPRを行い、町外からも自然が好きな方々や家族連れなど、積極的に募って一緒に清掃やマナー啓発に参加してもらうことで、将来的な関係人口、定住促進にも繋がっていくような取組を検討できないか、お考えを伺います。

2点目として、アドベンチャーツーリズムガイドについて、町は今後どのような体制や計画を実施していくのかについて再質問させていただきます。

TOKYOサステナブルツーリズム連絡協議会の5か年計画の中で、3年目以降にアドベンチャーツーリズムガイドに係るインストラクター養成や事業者認定制度を実施していくとのことですが、その具体的な事業内容は、今後、協議会で検討する段階にあると伺いました。

一方で、奥多摩町には既におくたま地域振興財団があり、森林セラピーや各種ツアーを通じてガイドの養成や受入れのノウハウを蓄積してきています。こうした既存の財団の人材や仕組みを生かし、将来アドベンチャーツーリズムガイドの養成の実施主体、受皿として位置づけていくことを協議会での事業検討の中で視野に入れているのか、町の考えを伺います。

○議長（澤本 幹男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（大串 清文君） 3番、森田議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目でございます。町長答弁の中、町の観光マナー啓発の中でマナーアップ強化キャンペーンについて答弁がございましたが、それについて町外から将来的な関係人口、定住促進にも繋がるという形で、町外から参加いただくことはどうかという形でのご質問であろうかと存じます。

担当課としましては、まずは町内におけるこのマナーアップ強化キャンペーンの体制を拡充しまして、継続的に実施ができるように体制を整備いたしまして、その後、町外からの協力体制についてもマナーアップ強化キャンペーンについては、環境省をはじめ東京都

ビジターセンター等関係機関もございますので、皆様の意見も踏まえながら、町外からの協力体制について今後検討してまいりたいと考えております。

続いて、2点目でございます。アドベンチャーツーリズムガイドのインストラクターの養成に向けてということで、議員からは町内には既におくたま地域振興財団があるということでご質問をいただいたところでございます。

この点についてですけれども、町長答弁のとおり、TOKYOサステナブルツーリズム連絡協議会については、奥多摩町のほか、青梅市を事務局とし、あきる野市、2市1町で立ち上げた協議会でございます。そういった協議会の性格というところと、一方で、おくたま地域振興財団については、担当課としましてはまずはセラピー事業の更なる推進を図っていただきたいというふうに考えているところでございますので、現時点TOKYOサステナブルツーリズム連絡協議会において事業検討する中で、担当課としてその協議会において実施体制としておくたま地域振興財団の提案は現時点で視野に入れてございませんけれども、今後、検討の中で2市1町それぞれでガイドの養成実施主体を検討する場合は、当町においてはおくたま地域振興財団がその受皿となるものというふうに担当課としては考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（澤本 幹男君） 森田議員、質問はこれで終了となりますが、再々質問はありますか。どうぞ。

○3番（森田 紀子君） 再々質問としてお伺いさせていただきます。

先程来ご答弁の中で名前が挙がっていたTOKYOサステナブルツーリズム連絡協議会なんですけれども、私たち議員が昨年神津島に議員視察として行きました。帰りに飛行機が欠航となりまして、東海汽船の船内において島しょ地域のPR動画がモニターで放送されていました。それで、先日もJR社内ですとローグのPR動画を見たことがあるんですけども、いつも見ている奥多摩町が一層すてきに見える動画でした。

このTOKYOサステナブルツーリズム連絡協議会の事業のPRをJRの電車車内、例えば青梅線、中央線のほか、タワーマンションがたくさんある南武線の武蔵小杉とか、あとはたくさん人口がある山手線などで放送できないのかをお伺いします。

○議長（澤本 幹男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（大申 清文君） 3番、森田議員の再々質問にお答えをいたします。

議員からはTOKYOサステナブルツーリズム連絡協議会のPRについて、JRの車内、例えば青梅線、中央線、南武線、山手線で放映できないかと再々質問をいただいたところ

でございます。TOKYOサステナブルツーリズム連絡協議会の現時点の検討の中で同協議会のPRをどのように行っていくか、具体的な検討はなされていないところでございます。

一方、現時点で西多摩地域の中では、西多摩広域行政圏協議会、4市3町1村の中の観光振興分科会の取組で、JRの駅構内でのPRイベント等を行っているところでございます。

議員ご提案の車内のPRについては、予算も伴うものでございますので、その分科会の中で予算が確保できるのか、検討課題という形で所管課長としては認識しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（澤本 幹男君） 森田議員の1問目の質問はこれで終了です。

次に、2問目の質問を許します。

○3番（森田 紀子君） それでは2点目、生涯学習内容の充実について質問します。

奥多摩町では実施されている生涯学習のうち、英会話教室及び中国語教室の参加人数は近年伸び悩んでおり、2020年度以降、英会話で11人から10人前後、中国語で2人から5人と低迷しています。教材や指導法が毎年同一で授業内容がマンネリ化していること、また、周知活動が限定的であることなどが要因と考えられます。税金を用いた事業としてより多くの町民が継続的に学べる環境整備と内容の充実が求められます。

ついては以下の点について伺います。

①語学教室の参加者減少について町としてはどのように課題を認識しており、年齢別の参加状況をどのように把握していますか。

②事業内容や教材のマンネリ化が指摘される中で、これまでに内容の検証や見直しを行った経緯はありますか。

③今後、町としてどのように学習内容の充実や体験型企画の導入を図り、参加促進に繋げていく考えがありますか。

以上3点お伺いいたします。

○議長（澤本 幹男君） 教育長。

[教育長 野崎喜久美君 登壇]

○教育長（野崎喜久美君） 2問目の生涯学習内容の充実についてお答えいたします。

現在、町で実施している生涯学習事業のうち、英会話教室は、海外派遣事業の実施に伴い、平成3年度から、中国語教室につきましては、海外交流事業の実施に伴い、平成13

年度から事業を実施しております。

ご質問の1点目、語学教室の参加者減少について町としてどのように課題を認識しており、年齢別の参加状況をどのように把握しているかについてですが、語学教室の令和7年度の参加状況につきましては、英会話教室の参加者は合計8名で、年齢構成は60代2名、50代2名、40代1名、小学生3名、中国語教室の参加は合計3名で、年齢構成は40代1名、30代1名、小学生1名となっております。

各教室の指導内容ですが、英会話教室は小学5・6年生対象の挨拶からはじめる初心者レベルコース、中学生対象の中学1年生レベルコース、一般は中学生レベルコースと3コースあり、進捗により小学生でも中学1年生レベル、中学生でも一般のコースから受講も可能となっており、中国語教室は小学生から大人の1コースを設定しております。

教材等を変えるなど工夫はしておりますが、レベルは毎年同じくらいに設定しなくてはならず、英会話教室の参加者は9年目1名、4年目1名、3年目1名、2年目1名、1年目4名と、個々の参加者に応じたレベルで指導していくことは難しく、中国語教室も同じように、個々のレベルに応じた指導が難しいのが現状であり、5年目1名、3年目2名とそのレベルに達した方には、毎回レベルアップを図る内容とはならず、継続的に参加される方が少ない状況です。

また、近年の語学学習におきましては、ICTの普及により会場に参集してレベルが違っても全員が同じテキストで学ぶ形ではなく、PC、タブレット、スマートフォンを利用し、個々が学びたい学び方を選び、自由に時間や場所を選べるオンラインでの英会話教室が主流となっていることから、参加者が減少していることと考えております。

ご質問の2点目、授業内容や教材のマンネリ化が指摘される中で、これまでに内容の検証や見直しを行った経緯があるかについてですが、教材につきましては、テキストではなく、参加者が日常生活の中で必要なコミュニケーションを題材として取り上げ、外国の季節行事などを中心に資料を作成するなど工夫はいたしておりますが、ご質問の1点目と重複いたしますが、レベルは毎年同じくらいに設定しなくてはならず、大幅な内容の見直し等は行っておりません。

また、担当者も英語、中国語が堪能とは言えませんので、内容の検証等は難しい状況です。

ご質問の3点目、今後、町としてどのように学習内容の充実や体験型企画の導入を図り、参加促進に繋げていく考えかについてですが、語学教室はコストが安価、自分のレベルで一对一で話せること、24時間場所を選ばず学習できる利便性、世界中の講師から学べる

多様性等の理由からオンライン英会話が主流であり、参集して対面で行う語学教室は近隣の西多摩地区の生涯学習の部署でも現在は行っておりません。

当町でもそのような状況を踏まえ、英語に興味を持ち、継続ができ、楽しみながら学ぶことが最も大切と考えます。そして、学んだ語学を使ってみて通じた喜びも得られる体験の機会を含め、どのような語学学習を提供できるのか、英会話教室、中国語教室の講師とともに研究し、語学教室の充実に努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（澤本 幹男君） 森田議員、再質問はありますか。どうぞ。

○3番（森田 紀子君） 答弁の中で、西多摩では対面式の教室は開いていないということで、やはり対面式はとても難しいのではないかと思います。

そして、教育長のお話の中で、学んだことを生かして、それを実行できるような教室にしていけたらいいというお話を伺いまして、私、先日、東京都のTOKYO GLOBAL GATEWAY立川に視察に行ってきました。海外をイメージした空港のショッピングモールやレストランでの体験型プログラムがありまして、とても効果を実感しました。参加者が英語が通じた、分かったの成功体験を得て、学習意欲が向上する様子がとても顕著でした。

奥多摩町でも同様に、教室内での学習だけではなく、町外に出て、例えば花の名前を英語で会話したり、何かイベントを立ち上げて全て英語で行うようなイベントができたり、そのような形で生涯学習の活性化を図るお考えはございますでしょうか。

○議長（澤本 幹男君） 教育課長。

○教育課長（清水 俊雄君） 3番、森田議員さんの再質問にお答えします。

英語を体験することとして、教室外や体験イベント等活性化を図る考えはあるかということですが、森田議員さんが体験されましたTOKYO GLOBAL GATEWAY、外国人のスタッフで英語のみの会話でコミュニケーションを取るような、俗に英語村とも言われています。毎年、町のほうでも町の小学5年生、6年生、また中学2年生は体験しております。

私も見学に行きましたけども、海外のお土産屋とか、映像を映して、そこで実際に外国人の英語が堪能なスタッフと英会話でやり取りをして体験をするようなもので、子どもたちも英語を駆使して通じたところなんかを見ると、かなり皆、楽しそうにやっている姿を見ております。

今後の体験の機会等につきましては、教育長の答弁にもありましたように、語学に興味を持ち、楽しみながら学び、学んだ語学を使って通じた喜びを得られるような体験の機会

を含めて、どのような語学学習が提供できるのか、限られた職員で対応していますので、すぐにはいきませんが、研究していきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

○議長（澤本 幹男君） 森田議員、質問はこれで終了となりますが、再々質問はありますか。

○3番（森田 紀子君） ありがとうございます。

○議長（澤本 幹男君） 以上で、2番、森田紀子議員の一般質問は終わります。

お諮りします。会議の途中でありますので、ここで暫時休憩にしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（澤本 幹男君） ご異議なしと認めます。よって、午後2時05分から再開とします。

午後1時52分休憩

午後2時05分再開

○議長（澤本 幹男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、5番、大澤由香里議員から2問の通告を受理しております。質問を許します。5番、大澤由香里議員。

〔5番 大澤由香里君 登壇〕

○5番（大澤由香里君） 5番、大澤です。

通告に従いまして2問質問させていただきます。

まず1問目、奥多摩型ホスピスの導入について質問いたします。

ホスピスとは、人生の最終段階を迎えた患者さんとその家族が身体的・精神的・社会的な苦痛を和らげながら穏やかに過ごせるように支援する施設やプログラムのことを言います。ホスピスには主にホスピス型住宅と緩和ケア病棟の2つがありますが、奥多摩町では現在どちらも存在しません。

一般にホスピスは、がんやエイズの末期にある人を対象としていますが、奥多摩町では、少子高齢化の急速な進行により、がんに限らず、あらゆる病や障害を持って生きていく上で困難に直面している人とその家族、また、ひとり暮らしで家族のいない人、家族と疎遠になっている人も対象としてケアする必要性が高まっています。

がんになっても、認知症であっても、障害があっても、ひとり暮らしであっても、住み慣れた地域で最期まで安心して暮らすことは多くの町民の願いです。そうした願いに応え

る奥多摩型ホスピスの導入について伺います。

1、大抵の病院には患者さんや患者さんの家族からの声を聞き、入院中の心配事や退院後の生活などについて相談でき、コーディネートしてもらえる相談室がありますが、奥多摩病院での相談窓口はどうなっているのでしょうか。

2、認知症の方のがんが発症した場合、本人、家族の意向で積極的な治療をしないとした場合、病院からは退院になります。グループホームハッピーメイク白寿は認知症で要介護度や年齢に制限があります。特別養護老人ホームなどの介護施設は、がんや重篤な病気があると受入れが難しくなります。一方、家で死にたいと願ってもひとり暮らしだったり、家族の介護力が弱い場合、自宅に帰ることができません。そうした行き場がなくなった人たちの受皿として奥多摩病院にホスピス（緩和ケア病床）を導入することについて見解をお聞かせください。

3、空家などを活用したホスピスを3C補助金を活用して導入することについての見解をお聞かせください。よろしく申し上げます。

○議長（澤本 幹男君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 5番、大澤由香里議員の一般質問の1問目、奥多摩型ホスピスの導入についてお答えをいたします。

1点目の患者さんの声を受け止める相談窓口はどうなっているのかについてですが、奥多摩病院では、入院時における患者さんの相談窓口は看護師長の役割となっていますが、入院患者さんに対しては、個々に病棟看護師を担当とし、看護師長の判断で担当者を決めております。入院から退院までは医師、担当看護師が中心となり、必要に応じてケアマネ、地域包括支援センターとも連携を取り、家族と自宅、施設、訪問看護の導入について退院等の相談や調整を行っております。

また、看護師長は、担当看護師が夜勤等で日中不在時の相談対応及び入院患者さん全体の把握と各看護師へ退院調整の指示を行い、円滑に調整が進むよう努めております。

なお、外来については総合診療科を標榜し、様々な病気にお悩みの患者さんの相談に外来担当の医師、看護師が適時対応をしております。

2点目の奥多摩病院にホスピス（緩和ケア病床）を導入することについての見解はですが、奥多摩病院で緩和ケア病床を導入するためには、厚生労働大臣が定めた医療機関の機能や設備、診療体制、安全面やサービス面等の施設基準を満たしていることが必要となります。施設基準は細部にわたり設けられていますが、その中で特に患者家族の控室、患者

専用の台所、面談室、一定の広さを有する談話室を備えていること、主として悪性腫瘍の患者、または後天性免疫不全症候群に罹患している患者を入院させ、緩和ケアを一般病棟の病棟単位で行うものであることがございます。それらの施設基準を満たすためには2階の病棟を改修するための多額の費用が必要となり、また、控室等を設置する場所がないため、病床数を減らして設置することになります。

併せて緩和ケアを病棟単位で行うのは、現在の看護体制とは別に看護体制を敷かなければならないため、看護師不足の中、看護師を増員することも難しく困難と考えておりますが、奥多摩病院では訪問診療、訪問看護、緩和医療入院、特別養護老人ホームと協力した終末期医療等で町内全域をフィールドとした終末期医療、緩和医療を展開し、患者さんの状態に応じて対応しておりますので、ご理解をお願いいたします。

3点目の空家等を活用したホスピスを3C補助金を活用して導入することについての見解はについてですが、3C補助金とは、東京都が実施している子ども・長寿・居場所区市町村包括補助事業の通称であり、未来の東京戦略で掲げる3つのC、チルドレン、長寿、コミュニティを推進していく上で地域の実情や具体的な取組実態などを踏まえ、東京都と区市町村が連携し、子どもが笑顔で子育てが楽しいと思える社会、誰もが心豊かに自分らしく暮らせる長寿社会、誰もが求める居場所に繋がることのできる社会の実現に取り組むことを目的とした事業であります。

3CのCのうち、長寿に関わる事業については、心豊かに暮らし、いつまでも輝けるアクティブな長寿社会のビジョン実現に向け、デジタルや先端技術を活用して高齢者のQOL、生活の質を向上させる事業が対象となり、東京都の採択をもって補助対象事業が決まります。

他区市町村における補助金の活用事例では、デジタルを活用し、健康増進や高齢者のQOL向上を目的とした介護予防やフレイル予防に資する事業が採択されており、回復が見込めない末期がんや難病などの要介護状態の高齢者が医療や介護の専門的なケアを受けながら自宅に近い環境で生活できる施設であるホスピスを整備するための事業に対しては、採択がされない可能性が高いと思われます。

一方で、介護予防やフレイル予防を目的とした健康増進事業等を行うための地域の交流視点を空家等を活用して整備する事業は、他区市町村においても活用実績があり、都において採択される可能性が高いと思われるため、補助金の活用について検討してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（澤本 幹男君） 大澤議員、再質問はありますか。どうぞ。

○5番（大澤由香里君） 1番の相談窓口についてですが、町民から相談したいと思っても担当者が夜勤などで不在のため、できないことが多いという声があります。また、社会福祉士の資格を取られた看護師さんもありますが、主な仕事は看護業務であるために毎日いるわけではありません。平日の日中、必ず相談できるような専属の方を配置する体制にはできないでしょうか。また、できないとしたら、今のスタッフで町民が安心して相談できる体制に変える必要があると思いますが、見解を伺います。

2番の奥多摩病院にホスピス（緩和ケア病床）を導入することは、現実的に考えて難しいということが分かりました。では、緩和ケアに限定しない病床はどうか。町での事例を紹介します。

男兄弟2人暮らしの世帯です。2人ともがんで患っていて青梅総合病院で抗がん剤治療を行っています。抗がん剤治療は基本、通いで行いますが、帰宅した後が大変です。抗がん剤治療を行うと発熱し、身の回りのことができなくなり、食事も生活もいかげんになります。体がしんどいので不機嫌になり、兄弟げんかが絶えません。抗がん剤治療の間だけでも奥多摩病院に入院させてもらえないかとお願ひしましたが、断られたそうです。

高齢のご夫婦2人暮らしの世帯です。ふだん高次機能障害の夫を介護している妻が新型コロナにかかりました。家族がコロナに罹患ということで、デイサービスはストップしました。ショートステイももちろんできません。しかし、しんどくて夫の介護どころではありません。わらをもつかむ思いで、自分が回復するまで夫を入院させてもらえないか病院にお願いしましたが、断られました。どこに助けを求めればいいんですかと悲痛な声が寄せられました。

2か月前のことです。ある高齢のひとり暮らしの男性は発熱し、体調不良に陥り、千葉に住む娘さんが仕事を休んで駆けつけてくれました。最初、奥多摩病院に電話しましたが、土曜日だったためか検査はできませんと看護師に断られました。仕方なく青梅総合病院まで娘さんに連れていってもらい、新型コロナ感染症だと判明しました。娘さんは5日間看病をしましたが、それ以上仕事を休むことができず、後ろ髪を引かれる思いで千葉へ戻りました。男性は少しはよくなったものの、まだ起きて動き回ることにはできず、トイレに行くのがやっとの状態です。まだまだ回復していないのに、薬はあと2回分しか残っていません。薬をもらいに行きたいけれども、自力では行けず、どうすればいいか途方に暮れていました。

子どものいないひとり暮らしのある女性は風邪を引き、高熱が出てふらふらになり、水を飲むのも一苦労だったとき、入院できる場所があればと痛感したそうです。

このように高齢夫婦のみやひとり暮らしの世帯の多い奥多摩町では、元気なときには何とかこなせていても、急に具合が悪くなったときに途端に困る事例が後を絶ちません。近くに頼れる身内がない場合に奥多摩病院が受皿になることはできないでしょうか。ベッドは余っているので、受入れは可能だと思われます。見解を伺います。

3番目のホスピスを3C補助金で整備することは、今お聞きしたところ難しそうですね。採択事例では「来るっく〜」のような施設だと該当するのではないかと感じました。これから少子高齢化はますます進み、ひとり暮らしや高齢者だけの世帯は増えると思われます。そういった高齢者の居場所づくりは、高齢化が著しい奥多摩町では重要な課題です。高齢者のよりどころとして宿泊ができるような交流拠点を整備することについて見解をお聞かせください。

○議長（澤本 幹男君） 病院事務長。

○病院事務長（岡部 勝君） 5番、大澤議員の再質問にお答えいたします。

1点目のご質問ですが、平日の日中、専属の相談担当者を配置することにつきましては、奥多摩病院は少人数の看護師で運営しており、1人が日勤のみで夜勤に従事しないと、ほかの看護師の夜勤日数が増加し、1人当たりの月平均夜勤時間が72時間を超えると診療報酬が減額となります。

また、専属の方を別に雇用すると人件費が発生しまして、現在の経営状況が厳しいことから困難と考えております。

また次に、今のスタッフで町民が安心して相談できる体制については、問合せ時には看護師長にかかわらず、確実に問合せが受けられるよう看護係長及び主任も窓口とし、ほかの病棟看護師にも対応可能な問合せにはお断りせずに対応できるよう周知してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、2点目のご質問で、高齢夫婦のみやひとり暮らしの方が急に具合が悪くなった場合の入院についてですが、個別の事例につきましては回答を差し控えさせていただきますが、病院では医師が患者さんの病状を診察し、入院治療が必要と診断された場合に入院となります。ご指摘のとおり、ベッドに余裕はございますが、ご質問の事例につきましては最終的には医師の診断になりますが、入院受入れにつきましては困難と考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（澤本 幹男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（須崎 洋司君） 5番、大澤議員の3点目の再質問にお答えいたします。

3C補助金の活用につきましては、町といたしましては本年度、地域交流拠点整備助成

事業費で、古里駅近くの古民家を改修した事業費に3C補助を活用してございます。

ご質問の高齢者のよりどころとして宿泊ができるような交流拠点でございますが、「来るっく〜」については、昨年度5月から棚沢の空家を活用した認知症拠点施設として、交流の場として大勢の皆様にご利用をいただいております。また、一般社団法人オレンジネットワーク奥多摩が設立され、運営をいただいているところでございます。

町といたしましてもこうした交流の場をつくることは必要であると認識してございますので、3C補助金の有効活用については検討してまいりますので、ご理解をお願い申し上げます。

○議長（澤本 幹男君） 大澤議員、質問はこれで終了となりますが、再々質問はありますか。師岡町長。

○町長（師岡 伸公君） すみません、私から病院のことで説明をさせていただきたいと思っております。

大澤議員がおっしゃっていることはいろんな形で今事務長が答弁させていただいたとおり、ただ現状のところを、でも現状こうだからできないよではまずいんで、そこはどうやって病院が工夫していくか、これにかかっていると思います。

院長がいろんな形で、いわゆる設備としてのホスピスは、今ご説明したとおりで厳しいんですけども、でも、ソフト部分で、それこそ移動型ホスピスみたいな形で院長を中心に、みどりのこととか一生懸命やっています。ただ院長1人が頑張ったって駄目なんで、これにスタッフが全部呼応しながら、一つの一枚岩となって、それからまた福祉の地域包括のメンバーとも一緒になって動かないとこれは成立しない。

議員おっしゃったいろんな事例の中でも、そのときにもう一つ違った形のアプローチをすれば受け入れられたこともあるかもしれない。中身が分からないので、今、私の段階で何とも言えないんですが、そうしたやり取りを綿密にすること、それをまた病院側で受けること、そういうふうな工夫をしていかなければいけないかなというふうに思っています。

いずれにしてもベッドが空いているということも現実的にあるわけですから、その辺は地域包括からのいろんな連絡を受けて、病院がこれからどういうふうにそういう患者さんを受け入れるか。それは院長ならずとも看護師長、それから現場のスタッフがどのようにそういう状況を理解してやるかにかかっておりますので、先日も副町長と私と病院に行つてそういうふうないろんなお願いをしてまいりましたので、少しでも改善できるようにしっかり頑張りますので、ご理解ください。

○議長（澤本 幹男君） 終了となりましたので、お願いします。

次に、2問目の質問を許します。

○5番（大澤由香里君） 次に、2問目、小学校の今後について質問いたします。

2022年に設置された小学校のあり方検討委員会において、5回の協議を経て、各校児童数が42名以下、もしくは連続する学年の児童が7名以下になったときに今後の検討委員会を、検討委員会の中では新たな奥多摩教育検討委員会（仮称）とされていましたが、設置することを取り決めました。

現在、氷川小学校の児童数は50人を切っており、急速に減少傾向にあります。未就学児の人数はより顕著です。10月時点では、来年度入学予定の園児は古里で8名、氷川で6名となっています。年中さんも古里で8名、氷川で7名です。保護者の中には、減り続ける児童数に不安を感じ、古里小学校、或いは町外の小学校への転校・転出を考えている人もいるといます。

現時点では、次の小学校のあり方検討委員会の設置基準には至っていませんが、保護者の不安を払拭するために早急に保護者の意見を聞き、町の方針を説明する場を設ける必要があると考えますが、町の見解を伺います。

○議長（澤本 幹男君） 教育長。

〔教育長 野崎喜久美君 登壇〕

○教育長（野崎喜久美君） 2問目の小学校の今後についてお答えをいたします。

奥多摩町立小学校のあり方検討会につきましては、令和4年度に設置し、5回の協議を経て、各校の児童数が42名以下、または連続する学年の児童が7名以下となったときに今後の検討委員会を設置する基準を設ける検討案を教育委員会に報告いたしました。

この基準の根拠につきましては、東京都教育委員会の基準を基に設けたもので、東京都では、複式学級になる基準が連続する2つの学年の児童が10名以下、1学年の児童が5名以下となったときには複式学級を設置する基準になりますが、町では、その基準より1学年が2名多い7名となったとき、検討委員会を設置することといたしました。

検討委員会の目的は、児童が減少する中、学びの質、人間関係構築の育成をはじめとした将来の問題解決を図る検討機関であり、役割につきましては、少人数学級の現状分析、メリット・デメリットを検討し、小学校統合の必要性や統合しない場合の学校運営などについて協議し、検討案を教育委員会へ報告するものです。

検討委員会で協議した内容は、令和5年5月から6月にかけて、当時の議員の皆様、自治委員の皆様にご説明をさせていただき、学校を通じて保護者にも周知するとともに、町のホームページにも掲載いたしました。

その後の保護者からの意見につきましては、各校のPTAからの要望や毎年度各校で実施する保護者からの学校評価の中の自由記述にも、議員からのご説明にあったような要望や記述はございません。

議員からご質問のありました町の方針を説明する場を設ける必要があると考えるが、町の見解はにつきましては、町の方針といたしましては、今後のあり方検討会案での協議を尊重し、検討案を基に決定していく方向でございます。

現時点での児童数の状況は、令和8年度、9年度と新1年生が7名を下回る状況にあり、今後の検討委員会は令和9年度に設置を予定しており、来年の令和8年度は検討委員会設置に向けた準備をまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（澤本 幹男君） 大澤議員、再質問はありますか。どうぞ。

○5番（大澤由香里君） まず国が公共施設の統廃合・再編を打ち出し、あちこちの自治体で学校の統廃合が進められようとしている昨今の情勢の中で、奥多摩町及び町教育委員会は、小学校の在り方について統合ありきではなく、地域振興の核である氷川と古里の小学校の存続をベースに、様々な方の意見を聞きながら、よりよい教育の形を考えていくという方針に敬意を表したいと思います。その考え方に立って設置された小学校のあり方検討委員会で決まった基準を尊重したいという町の方針も分かりますし、あえて説明することで不安をあおるのではないかという懸念も分からないでもありません。

しかし、PTAからの要望がなくても、また、アンケートに記載がなくても現実に保護者から不安に思っている声は寄せられています。特に、転校していく児童が数人出た直後には拍車がかかります。町に声が届いていないのは恐らくタイミング的な要因もあるかと思えます。PTAからの要望がないから、アンケートに記載がないから、余計な不安をあおるからと説明をしないままですと、不安に駆られた家庭が転校や転出を考える可能性もあります。そういった流れをつくらないために保護者の不安を受け止め、町の方針をいま一度丁寧にお知らせする取組をやっておく必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（澤本 幹男君） 教育課長。

○教育課長（清水 俊雄君） 5番、大澤議員さんの再質問にお答えいたします。

教育長の答弁、また、大澤議員さんからの再質問にもありましたように、教育委員会としましては、今後のあり方検討委員会の協議を尊重しまして、検討案を基に決定していく方向でございます。

今後につきましては、現時点で令和8年度、9年度氷川小学校の新1年生は7名を下回

る状況であります。令和8年の9月以降、令和9年度の新1年生の就学に向けまして準備を進めてまいります。それに合わせまして今後のあり方検討会につきましても新1年生の状況で9年度の設置に向け準備してまいりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（澤本 幹男君） 大澤議員、質問はこれで終了となりますが、再々質問はありますか。どうぞ。

○5番（大澤由香里君） 再々質問させていただきます。そうしますと、保護者からの意見があった場合には、何かしらのご説明等はしていただけるということによろしいでしょうか。

○議長（澤本 幹男君） 教育課長。

○教育課長（清水 俊雄君） 保護者からのそのような質問があった場合は、個別にあれば個別にやりますし、また、PTA等から要望あれば、その辺りは説明いたしますけども、あくまでも前回のあり方検討会で決めました内容に沿ってご説明する内容となります。

以上です。

○議長（澤本 幹男君） 大澤議員の質問はこれで終了となります。

以上で、5番、大澤由香里議員の一般質問は終わります。

以上で、日程第3 一般質問は全て終了いたしました。

お諮りします。会議の途中ではありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（澤本 幹男君） ご異議なしと認めます。よって、午後2時45分から再開いたします。

午後2時33分休憩

午後2時45分再開

○議長（澤本 幹男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程第4 議案第69号 令和7年度奥多摩町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。総務課長。

〔総務課長 山宮 忠仁君 登壇〕

○総務課長（山宮 忠仁君） それでは、議案第69号 令和7年度奥多摩町一般会計補正予算（第4号）につきまして提案のご説明を申し上げます。タブレット端末の議案第

69号のファイルをご覧ください。

議案第69号 令和7年度奥多摩町一般会計補正予算（第4号）につきましてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,200万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億6,503万円とするものでございます。

継続費の補正でございますが、第2条既定の継続費の変更は、第2表継続費補正によるものでございます。

2ページをご覧ください。歳入の説明をさせていただきます。

繰入金は、財政調整基金繰入金の減に伴い、4,200万円を減額し、繰入金の計を3億1,108万1,000円とし、歳入の合計を73億6,503万円とするものでございます。

3ページをご覧ください。歳出の説明をさせていただきます。

消防費は、第4分団栃久保詰所建設工事などの減に伴い、4,205万円を減額し、消防費の計を4億905万6,000円に、予備費は、予算調整により5万円を追加し、予備費の計を2,096万7,000円とし、歳出の合計額を73億6,503万円とするものでございます。

4ページをご覧ください。第2表継続費補正でございます。次の事業で継続費の変更をさせていただきます。款9消防費、項1消防費、事業名、第4分団栃久保詰所建設事業で、補正後の額が総額1億3,228万8,000円、年度及び年割額につきましては、令和7年度を0、令和8年度を1億3,228万8,000円とするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書に入ります。恐れ入りますが、7ページをご覧ください。歳入でございます。

款18繰入金、項02基金繰入金、目01財政調整基金繰入金は4,200万円の減で、財源調整により繰入れしておりましたが、歳出の皆減により当該金額を戻入れするものでございます。

以上で、歳入の説明を終わります。

次に、8ページをご覧ください。歳出でございます。

款09消防費、項01消防費、目03消防施設費、(02)町単独消防施設整備事業費4,205万円の減は、内訳といたしまして、節12委託料において、説明欄記載の第4分団栃久保詰所建設工事監理業務委託を95万円、次の節14工事請負費において、同詰所建設工事を4,110万円それぞれ皆減するものですが、これは第4分団栃久保詰所建設工事の入札不調に伴うものとなります。

当該工事につきましては、継続事業として本年3月に議案第20号 令和7年度奥多摩町一般会計予算のご決定をいただき、9月には当該詰所に接する都道に関して西多摩建設事務所と協議を行ったことにより一部工法を変更する必要が生じたため、全体予算額を増額するとともに、工期の見直しにより年度別の支出見込額が変更となったため、各費目について予算額の調整を行った内容を議案第46号として上程し、令和7年度奥多摩町一般会計補正予算（第2号）のご決定をいただきました。その後、10月24日に入札を行いましたが、不落となり、最低入札金額事業者と協議を行ってまいりましたが、予定価格との乖離が大きく、入札は不調となりました。

町におきましては不調となった要因を探るべく、設計書等の積算内容を再精査しましたところ、建設資材費の高騰及び人件費の値上がりが大きく影響している状況が判明いたしました。これは役場新庁舎建設工事と同様の要因であり、現在の社会情勢等から鑑みますと、費用の上昇は避けられないことと認識するものでございます。

このため今補正予算におきまして全体事業費比較では2,578万2,000円の補正増を見込ませていただくとともに、スケジュールに関しまして令和8年度内の完了予定について変更はございませんが、入札方法の見直しや入札実施時期並びに町議会での承認等を勘案しますと、現場の工事着手が令和8年4月以降と見込まれるため、継続費の年割につきまして令和7年度を皆減0とし、令和8年度に全額を支出する内容として組み直してございます。

次の款14 予備費5万円の増は、歳入歳出の予算調整によるものです。

最後に、9ページをご覧ください。継続費に関する調書でございますが、ここまでご説明を申し上げましたように、令和7年度の支出予定額は皆減し、令和8年度において全額を支出予定とする内容を反映した調書となっております。

以上で、議案第69号 令和7年度奥多摩町一般会計補正予算（第4号）の説明を終わります。町議会議員の皆様には改めての予算審議となり、恐縮に存じますが、只今申し上げます諸事情をご賢察いただき、ご理解を賜りたいと存じます。

以上、今後の事業執行に欠かせない予算でございますので、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（澤本 幹男君） 以上で、説明は終わりました。

これより只今上程の議案第69号の質疑を行います。質疑はありますか。7番、小峰陽一議員。

○7番（小峰 陽一君） 小峰です。

来年度にもう一度1億3,200万で、新年度にもう一回予算が計上されるという考え方でいいわけですね。

○議長（澤本 幹男君） 総務課長。

○総務課長（山宮 忠仁君） 7番、小峰議員さんの質問にお答え申し上げます。

継続事業ということで現在、補正の前までは7年度にも予算を置いて、8年度にも予算を置くということで両年度で支出を見込んでいたところなんですけれども、入札不調ということで、今年度中に入札の執行は年明け3月までの間にしてまいりますけれども、予算の支出の見込みが4月以降になりますので、小峰議員がおっしゃられたとおり、改めて8年度の当初予算のほうに1億3,228万8,000円を計上させていただくということになります。

以上でございます。

○議長（澤本 幹男君） ほかに質疑はありませんか。9番、高橋議員。

○9番（高橋 邦男君） 9番、高橋です。

先程の説明で8年度の事業にどうかということ、7年度中に2回目の入札を行うということですが、どうか入札は成立する可能性は大きいと考えてよろしいのでしょうか。資材の高騰というのはどのぐらいの幅かわからないんですけども、事業が大きいことから、全体の費用も上がると思うんですけど、これが2か月、3か月たつともっと上がったりという可能性も、心配もあるんで、その辺のめどはどうか、お聞かせください。

○議長（澤本 幹男君） 総務課長。

○総務課長（山宮 忠仁君） 9番、高橋議員さんのご質問にお答え申し上げます。

7年度中に2度目の入札を執行する予定ということで、入札が成立するめどはというご質問の内容でございます。今回、増額補正をさせていただいている中で、改めて見積りの金額の精査であるとか、それからコンクリートの型枠の費用につきまして、これも改めて見積りの取り直しをしたりとかいうこと、また、諸経費の計算も最新のものを使用するというので、高橋議員さんおっしゃられるとおりで、本当に時間がたてばたつほど上がっていくという傾向は否めないと思います。その中で、際限なく上げることは不可能なんですけれども、でき得る範囲の中では、その時期にでも対応できるであろうという金額の中での補正の増額をさせていただいているところでございます。

考え方としては、過日、全員協議会で庁舎建設の説明もありましたようなことで、そこを見据えてということで予算措置をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（澤本 幹男君） 10 番、原島幸次議員。

○10 番（原島 幸次君） 入札が不調だということなんですが、なかなかいろいろな関係で諸事情で厳しい面もあるんですが、町が出す積算単価が安いのかどうか。町の財政が厳しいから単価をほかより絞っちゃっているから、なかなか向こうが思いどおりの入札ができない。業者のほうも利益を出さなきゃしょうがないでしょうから、その辺で積算単価が奥多摩で出すのがほかから比べて低いのかどうか、お聞きしたいなと思います。

○議長（澤本 幹男君） 総務課長。

○総務課長（山宮 忠仁君） 10 番、原島議員さんのご質問にお答えいたします。

積算単価の設定という部分で、町だから安く出してしまっていて、その関係で入札が不調に終わってしまうのかというような趣旨の内容かと思えます。先程の説明でちょっと言葉足らずの部分もありました。例えばさっきのコンクリートの型枠等の費用に関しても見積りの取り直しとありましたけども、1 回目のときに東京都の財務局関係の都単価を使っていたんですけども、都の単価は正しいものなんですけども、結局我々の市町村のところに数字が表れる前に、その前に何か月も前に市場調査とか恐らくされていて、それ自体がもう時間がたっているんで、我々のところでは最新なんですけども、元をただすと過去に近いようなことというのも精査していく中では出てきましたので、そこを今度は見積りという形を取らせていただいたというようなことがあります。

また、その見積りの内容につきましても、これまで9 掛けというところでやってきたのを今掛けるの 0.95 というようなことで若干上昇率を見込んでということでの設定をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（澤本 幹男君） 8 番、宮野亨議員。

○8 番（宮野 亨君） 8 番、宮野です。

注文する側と注文される側、その間にコーディネーターなんて入れられないんでしょうかね。ちょっとコーディネーター料はかかりますが、交渉に、予算はかかるけれども、コーディネーターを入れたおかげで工事がうまくいったということをちょっと聞いたもんですから、コーディネーターのほうはいかがなものかと思えます。

それと、でき上がった消防団詰所、50 年ぐらいは全然問題なく使えるんでしょうかね。ちょっと聞けたらと思ひまして、よろしくお願ひします。

○議長（澤本 幹男君） 総務課長。

○総務課長（山宮 忠仁君） 8 番、宮野議員さんのご質問にお答えします。

町のほうはいわゆる発注する側ということで、業者のほうは受注する側ということで、こういう非常に物価が高騰している中であるので、コーディネーター等を入れることで、そこがスムーズに繋がるのではないかなというようなご提案でございます。

宮野議員さんもおっしゃられるとおり、ここにもし仮にですけれども、そういったコーディネーター入るとそれなりの恐らく金額がかかることと、また、いろいろな事業執行で、現状としては令和8年度内に終わらせるという当初の期限は、今回2回目やっても何とかいけそうなんですけれども、そこもぶれてきちやうかなというのが1点あります。

あと、そうしたらどう対処するのかというお話になろうかと思えますけれども、まだこれは決定ではないんですけれども、年明けにまたそういった庁内の協議も行う中で、一つの案としては、通常の町の入札ですと予定価格というのは事前の公表はしないんですけれども、庁舎の方向もそういった傾向があるんですけれども、あえてその金額、予定価格を示すことによって乖離を減らすというか、そういう対応は図られるかどうかというところは今後協議をして対応を図りたいと思えますので、よろしく願いいたします。

それから、2点目の消防団詰所を一度つくって、いわゆる耐用年数のお話かと思えます。現在の第4分団の栃久保詰所の建築年度が昭和55年度ということでございますので、45年程度経過しているということで、来年度中に仕上がるすると、45年を超えてくるというような状況でございます。

そういった意味で、現状の4分団の詰所のところも沢が近かったりという、この立地条件にもよるとは思うんですけれども、概ね50年程度は使えるような形で建築を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（澤本 幹男君） ほかに質疑はありませんか。3番、森田紀子議員。

○3番（森田 紀子君） 3番、森田です。

先程、業者の方から見積りを取って積算をなされたという話を伺ったんですが、その際に相見積もりは取っていらっしゃるのか。また、取っていらっしゃったら何社ぐらいから取っているのか、お伺いできたらと思います。

○議長（澤本 幹男君） 環境整備課長。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 3番、森田議員さんのご質問にお答えします。

今回の設計の見直しに当たりまして東京都財務局単価から民間の見積り単価に設計を変更しているわけなんですけど、そういった場合は、3社の見積りを取りまして、それらの平均を取って、更には一定の分掛けをして単価設定をして盛り込んでいるということでござ

います。

○議長（澤本 幹男君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（澤本 幹男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 69 号の質疑を終結します。

次に、只今上程の議案第 69 号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（澤本 幹男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 4 議案第 69 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（澤本 幹男君） 起立多数であります。よって、議案第 69 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 5 7 陳情第 3 号 証明書等のコンビニ交付に関する陳情書を議題とします。

本件については、去る 12 月 5 日に総務文教常任委員会に審査が付託され、5 日に審査が終了しております。

本日、その結果が報告されております。審査の経過及び結果について総務文教常任委員長、榎戸雄一議員よりご報告願います。1 番、榎戸雄一議員。

〔1 番 榎戸 雄一君 登壇〕

○1 番（榎戸 雄一君） 1 番、榎戸です。

それでは、総務文教常任委員会の陳情審査報告をいたします。

当委員会は 12 月 5 日に開会されました第 4 回定例会第 1 日に付託されました 7 陳情第 3 号 証明書等のコンビニ交付に関する陳情書について、同日、委員全員と関係課長である住民課長の出席の下、審査を行いました。

まず、住民課長より本制度の概要、近隣自治体における導入状況及び費用面について説明を受けました。

コンビニ交付は、マイナンバーカードを利用し、全国のコンビニエンスストア等で住民票の写しや印鑑登録証明書などが取得できる制度であり、全国の約 8 割の自治体で導入されているとのことでございます。

東京都内においても多くの自治体が実施しており、未実施は、島しょ部の 9 町村と檜原

村、奥多摩町のみとなっています。近隣では瑞穂町及び日の出町が令和4年度から導入しているところがございます。

一方で、導入に当たっては初期費用として3,200万円、年間維持費として約550万円を要するため、住民の利便性向上が期待できる一方で、小規模自治体にとっては大きな財政負担となり、本町では現在導入に至っていない状況であります。

しかしながら、第6期長期総合計画に掲げるDX推進の観点からは、窓口業務の効率化など一定の効果が期待できることから、町民サービス向上の一環として、今後導入の在り方を検討していく必要があるとの説明がありました。

以上の説明を踏まえ、委員に意見を求めたところでございます。

委員からは、利用者はそれほど多くないのではないかと考えられること。DX化の必要性は理解できるものの、導入や運用に多くの費用がかかるため、慎重に検討すべきである。また、奥多摩町独自の取組として、住民票等の予約制を導入し、土・日窓口で受取りを可能とすることで費用を抑えつつ、利便性の向上が図れるのではないかとの意見も示されました。これについて趣旨採択。

導入・維持管理費に多額の費用を要することから、新庁舎建設後の二、三年をめどに検討すべきであるとの意見があり、社会全体のDX化やマイナンバーカードの普及状況、人口減少の動向を踏まえつつ判断すべきとの考えから、趣旨採択。

檜原村や島しょ部を含む人口規模の小さな自治体では、利用者数が見込めず、導入に慎重であると考えられる。そのため本町においても導入は時期尚早である。制度の趣旨は理解できるため、趣旨採択。

将来的な人口減少を考慮すると、利用率低下が避けられず、費用対効果の観点からも現時点での導入は急ぐべきものではないとの意見が示され、ただし、導入の趣旨自体は理解できることから趣旨採択とすることが適当であるとの意見が示されました。

以上の結果、当委員会としては、7陳情第3号について趣旨採択とすべきものと決定いたしました。

以上で、総務文教常任委員会の陳情審査報告を終わります。

○議長（澤本 幹男君） 以上で、総務文教常任委員長報告は終わりました。

これより質疑と採決を行います。7陳情第3号の総務文教常任委員会委員長報告について所管外で質疑があればお願いいたします。10番、原島幸次議員。

○10番（原島 幸次君） 原島でございます。

今、総務文教常任委員長からいろいろ説明を聞かせていただきました。事務報告書の昨

年度を見ますと、住民票を取った方が 1,137 件、12 か月で割りますと月に 94 件、それから印鑑証明が 1,256 件、12 か月で割りますと月に 104 件、住民票が 4,000 人として 0.28%、それから印鑑証明が 4,000 人として計算した場合 0.31%、このように非常に低い数字でございます。印鑑証明とか住民票はそんなにしょっちゅう取るものじゃないし、必要な場合は、会社にいても何しても早退したり、或いは休んで取ったりという重要なものでございます。それから見ても導入時の 3,200 万、それからランニングコストが毎年 500 万ずつかかる。これから見てもこの厳しい奥多摩町の財政においては、ちょっとかかり過ぎじゃないかなと。そんなような関係で、私は導入に対しては懸念があるなという感じがいたします。

以上でございます。

○議長（澤本 幹男君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（澤本 幹男君） 質疑なしと認めます。

以上で、7 陳情第 3 号の総務文教常任委員長報告についての質疑を終結します。よって、これより採決します。

日程第 5 7 陳情第 3 号について総務文教常任委員長の報告は、趣旨採択とすべきものでありますが、これに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（澤本 幹男君） 起立多数であります。よって、7 陳情第 3 号については、本陳情を委員長報告のとおり趣旨採択とすることに決定しました。

次に、日程第 6 各常任委員会、議会運営委員会の特定事件に関する閉会中の継続調査についてを議題とします。

お諮りします。本件については、各常任委員会、議会運営委員会から継続調査の申出がありましたので、お手元に配布の継続調査事項のとおり、閉会中の継続調査にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（澤本 幹男君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、それぞれ閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、日程第 7 議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。本件については、地方自治法第 100 条第 13 項及び会議規則第 124 条の規定により閉会中において議員派遣を行う必要があるものは、お手元に配布の議員派遣予

定表のとおりであります。

ただし、予定表に記載がなく、特に緊急を要する場合にあっては、その日時、場所、目的及び派遣議員等について議長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(澤本 幹男君) ご異議なしと認めます。よって、本件については、議長に一任することに決定しました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。

ここで本定例会の閉会に当たり町長より挨拶があります。師岡伸公町長。

[町長 師岡 伸公君 登壇]

○町長(師岡 伸公君) 12月議会の閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本議会では新規の条例1件、それから、条例の一部を改正する条例が4件、契約案件が1件、令和7年度一般会計補正予算が1件、同じく特別会計補正予算1件、また、特別会計消費税等の納付延滞に係る損害賠償額の決定についてもご協議をいただきました。以上、ご決定をいただきました。今後の事業をしっかりと進めてまいります。

8名の議員皆様からは13の一般質問を本日いただきました。教育をはじめ、防災対策等地域の諸課題に加えまして健康保持と介護・医療現場の課題、また、森林を有する我が町の観光事業と環境保全の関わり、自治会をはじめ、住民皆様への対応等、様々な視点からのご質問、ご提言をいただきました。今後の行財政運営にしっかりと反映をしてまいります。

さて、本定例会の冒頭の挨拶の中で申し上げましたように、この秋、町制施行70周年という節目に開催された各事業に対しましては、町民皆様のご協力により多くの行事を盛り上げていただきました。12月の5日には、上流は小菅村、下流は粕江市からなる8市町村が共演する多摩川流域共同芸能フェスティバルが粕江市で開かれました。奥多摩町からは、海沢の神庭神楽が町の代表として参加し、すばらしいパフォーマンスで舞台を盛り上げていただきました。

また、明後日の日曜日には第64回加藤旗争奪駅伝競走大会は奥多摩ふれあい駅伝大会として開催されます。実行委員会のご尽力で、一昨年から2通りのコース設定とし、多くの皆様に参加できるように工夫をされました。今年も44チームの参加が予定されていると聞いております。応援よろしく願いいたします。

本年1年間、議員皆様には研修機会も増え、また、成果を上げられたことと存じます。

また、議会運営においても可視化の方向性を検索し、研究されておりますことに敬意を申し上げます。今後の議会運営に効果をもたらすものと確信をいたします。

年末年始、どうか皆様健康にご留意されますようご祈念申し上げ、本定例会閉会の挨拶といたします。大変お疲れさまでございました。

○議長（澤本 幹男君） 以上で、町長の挨拶は終わりました。

以上をもって令和7年第4回奥多摩町議会定例会を閉会といたします。長時間の審議、大変ご苦勞さまでした。

午後3時20分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員